

平成 2 4 年 度

(第 2 回)

能 美 市 都 市 計 画 審 議 会

議 案 書

日 時 平成 2 5 年 3 月 2 5 日 (月)
午後 3 時 0 0 分

場 所 能美市役所本庁舎 1 階 大会議室

次 第

1. 開 会

2. 市 長 挨 拶

3. 審 議 事 案

- | | |
|----------|---|
| 議案第 1 号 | 小松能美都市計画区域及び辰口都市計画区域
の変更について（県指定） |
| 議案第 2 号 | 能美都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
の変更について（県決定） |
| 議案第 3 号 | 能美都市計画区域区分の変更について（県決定） |
| 議案第 4 号 | 小松都市計画、能美都市計画及び白山都市計画下水道
の変更について（県決定） |
| 議案第 5 号 | 能美都市計画用途地域の変更について（市決定） |
| 議案第 6 号 | 能美都市計画特定用途制限地域の決定について（市決定） |
| 議案第 7 号 | 能美都市計画特別用途地区の変更について（市決定） |
| 議案第 8 号 | 能美都市計画準防火地域の変更について（市決定） |
| 議案第 9 号 | 能美都市計画地区計画の変更について（市決定） |
| 議案第 10 号 | 能美都市計画公園の変更について（市決定） |
| 議案第 11 号 | 能美都市計画墓園の変更について（市決定） |
| 議案第 12 号 | 能美都市計画下水道（梯川処理区）の変更について（市決定） |
| 議案第 13 号 | 能美都市計画下水道（東部処理区）の変更について（市決定） |
| 議案第 14 号 | 小松能美都市計画都市下水路の変更について（市決定） |

4. 閉 会

審 議 事 案

議 案 番 号	議 案
議案第 1 号	小松能美都市計画区域及び辰口都市計画区域の変更について（県決定）
議案第 2 号	能美都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（県決定）
議案第 3 号	能美都市計画区域区分の変更について（県決定）
議案第 4 号	小松都市計画、能美都市計画及び白山都市計画下水道の変更について（県決定）
議案第 5 号	能美都市計画用途地域の変更について（市決定）
議案第 6 号	能美都市計画特定用途制限地域の決定について（市決定）
議案第 7 号	能美都市計画特別用途地区の変更について（市決定）
議案第 8 号	能美都市計画準防火地域の変更について（市決定）
議案第 9 号	能美都市計画地区計画の変更について（市決定）
議案第 1 0 号	能美都市計画公園の変更について（市決定）
議案第 1 1 号	能美都市計画墓園の変更について（市決定）
議案第 1 2 号	能美都市計画下水道（梯川処理区）の変更について（市決定）
議案第 1 3 号	能美都市計画下水道（東部処理区）の変更について（市決定）
議案第 1 4 号	小松能美都市計画都市下水路の変更について（市決定）

小松能美都市計画区域及び辰口都市計画区域の変更（石川県指定）

小松能美都市計画区域及び辰口都市計画区域を次のように変更する。

1 都市計画区域の名称

能美都市計画区域及び小松都市計画区域

**2 都市計画区域に含まれる土地の区域
（新たに都市計画区域に含める土地の区域）**

なし

（都市計画区域から除かれる土地の区域）

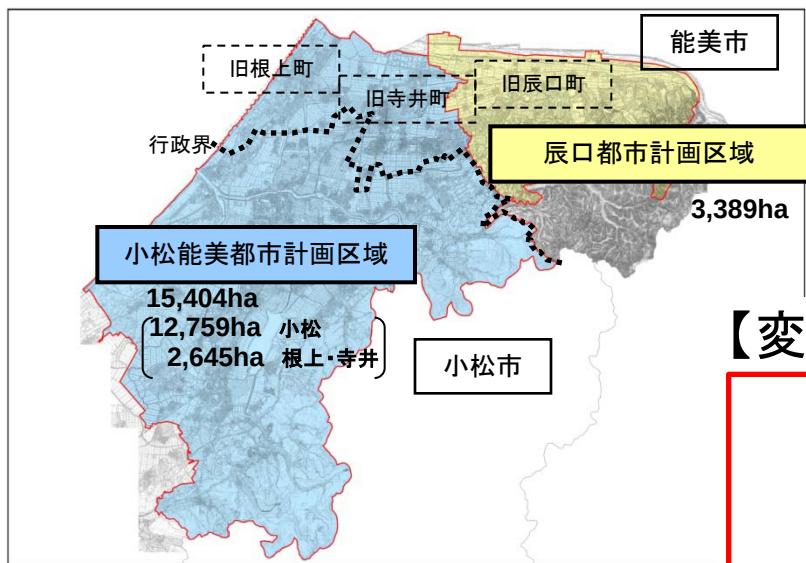
なし

3 変更の理由

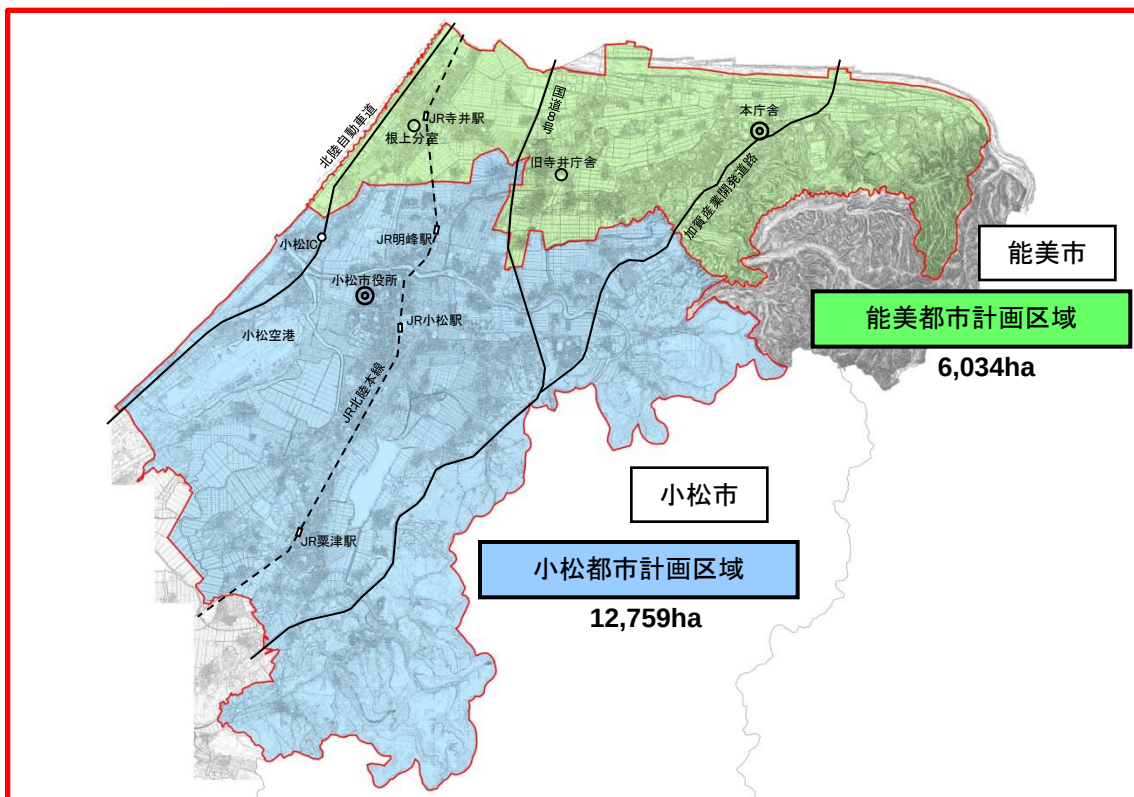
平成 17 年 2 月に根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市となったことから、従前小松市の一部、旧根上町の全部及び旧寺井町の一部を小松能美都市計画区域、旧辰口町の一部を辰口都市計画区域として指定しているところ、小松能美都市計画区域のうち小松市に係る土地を小松都市計画区域とし、小松能美都市計画区域のうち旧根上町及び旧寺井町に係る土地並びに辰口都市計画区域の全部を一つの都市計画区域である能美都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図るもの。

小松能美都市計画区域及び辰口都市計画区域の変更

【変更前】



【変更後】



区域再編

【変更前】

小松能美都市計画区域 15,404ha
 小松 12,759ha
 根上・寺井 2,645ha
 辰口都市計画区域 3,389ha

【変更後】

小松都市計画区域 12,759ha
 能美都市計画区域 6,034ha
 根上・寺井 2,645ha
 辰口 3,389ha

**能美都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（石川県決定）
（能美都市計画区域マスタープラン）**

小松能美都市計画区域の一部（旧根上町及び旧寺井町）及び辰口都市計画区域を一つの都市計画区域である能美都市計画区域に一元化することから、区域区分の有無及び主要な都市計画の決定等の方針を変更する。

理 由

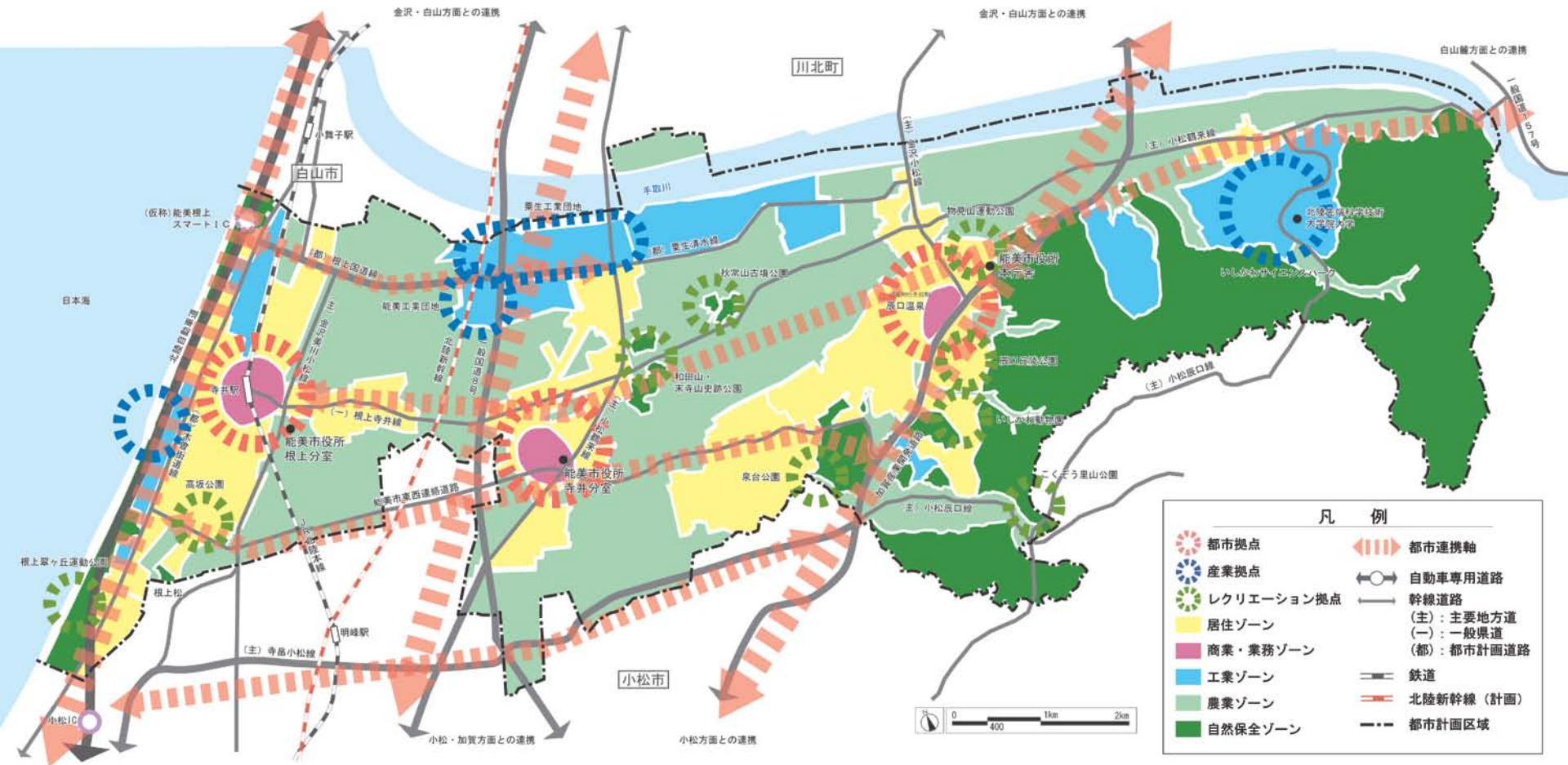
小松能美都市計画区域及び辰口都市計画区域では、平成 16 年 5 月に都市計画区域マスタープランを決定し、これらに即して具体の都市計画決定を行ってきた。

しかし、平成 17 年 2 月に根上町、寺井町及び辰口町が合併し能美市となったことから、能美市を一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、能美市内において旧根上町及び旧寺井町に小松能美都市計画区域が指定され、旧辰口町に辰口都市計画区域が指定されているものを、一つの都市計画区域である能美都市計画区域に一元化することとし、今回、今後の社会情勢の変化に合わせ、おおむね 20 年後の都市の姿を展望し、能美都市計画区域マスタープランに変更するものである。

能美都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

議案第2号

能美都市計画
都市計画の整備、開発および保全の方針 附図



能美都市計画区域区分の変更（石川県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

区域区分を廃止する。

理 由

小松能美都市計画区域及び辰口都市計画区域では、平成 16 年 5 月に都市計画区域マスタープランを決定し、これらに即して具体の都市計画決定を行ってきた。

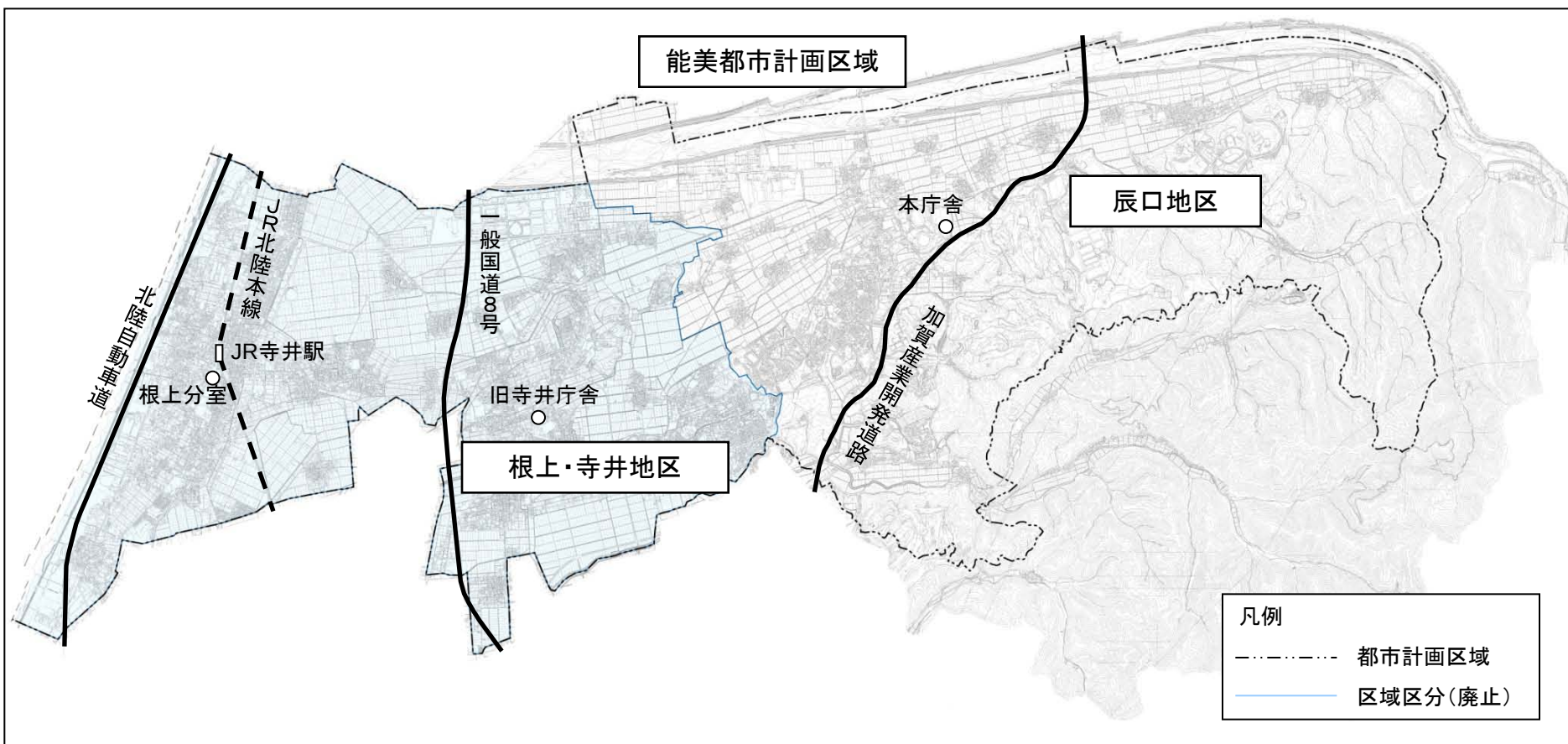
しかし、平成 17 年 2 月に根上町、寺井町及び辰口町が合併し能美市となったことから、能美市を一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、能美市内において旧根上町及び旧寺井町に小松能美都市計画区域が指定され、旧辰口町に辰口都市計画区域が指定されているものを、一つの都市計画区域である能美都市計画区域に一元化することとし、今回、今後の社会情勢の変化に合わせ、おおむね 20 年後の都市の姿を展望し、能美都市計画区域マスタープランに変更する。

能美都市計画区域マスタープランでは、区域区分の決定の有無について、当該都市計画区域は、計画的な住宅団地開発などによって宅地需要に対応し、無秩序な開発を抑制してきており、将来的には人口・産業の伸びが微増傾向にあるが、都市として成熟しており著しい成長は見込まれず、また今後とも適正な宅地開発などを未利用地に誘導するため、無秩序な開発が進行する可能性は低く、区域区分を定めない、としたことから、区域区分を廃止する。

能美都市計画 区域区分の変更

【変更概要】

都市計画区域の再編に伴い、区域区分を**廃止**する。



小松都市計画、能美都市計画及び白山都市計画下水道の変更（石川県決定）

小松都市計画、能美都市計画及び白山都市計画加賀沿岸流域下水道「2.排水区域」を次のように変更する。

1 下水道の名称

加賀沿岸流域下水道（梯川処理区）

2 排水区域

接続する下水道	備 考
小松都市計画小松公共下水道	約 819ha
能美都市計画能美市公共下水道	約 1,766ha
白山都市計画白山市公共下水道	約 428ha

3 下水管渠（污水）

内 訳	位 置		備 考
	起点	終点	
梯川 1 号幹線	能美市山口町ト	能美市中庄町丁	約 6,090m

「区域は計画図表示のとおり」

4 その他の施設

内 訳	位 置	備 考
根上第 1 中継ポンプ場	能美市大成町ヌ	約 450m ²
天神中継ポンプ場	小松市梯町イ	約 730m ²
美川中継ポンプ場	白山市美川南町乙	約 1,100m ²
翠ヶ丘浄化センター	能美市山口町ト及びチ	約 92,000m ²

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

加賀沿岸流域下水道梯川処理区は、梯川流域の公共用水域の水質保全を目的として、昭和５８年に都市計画決定され、都市開発の進捗と併せて排水区域を順次拡大してきた。

今回、根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市になったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域及び辰口都市計画区域を小松都市計画区域及び能美都市計画区域とし、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図ることとしている。この区域再編に併せて接続する都市計画下水道の名称について、「小松能美都市計画小松公共下水道」を「小松都市計画小松公共下水道」に、「小松能美都市計画能美市公共下水道」及び「辰口都市計画能美市公共下水道」を「能美都市計画能美市公共下水道」に変更を行うものである。

小松都市計画、能美都市計画及び白山都市計画下水道の変更

【変更概要】

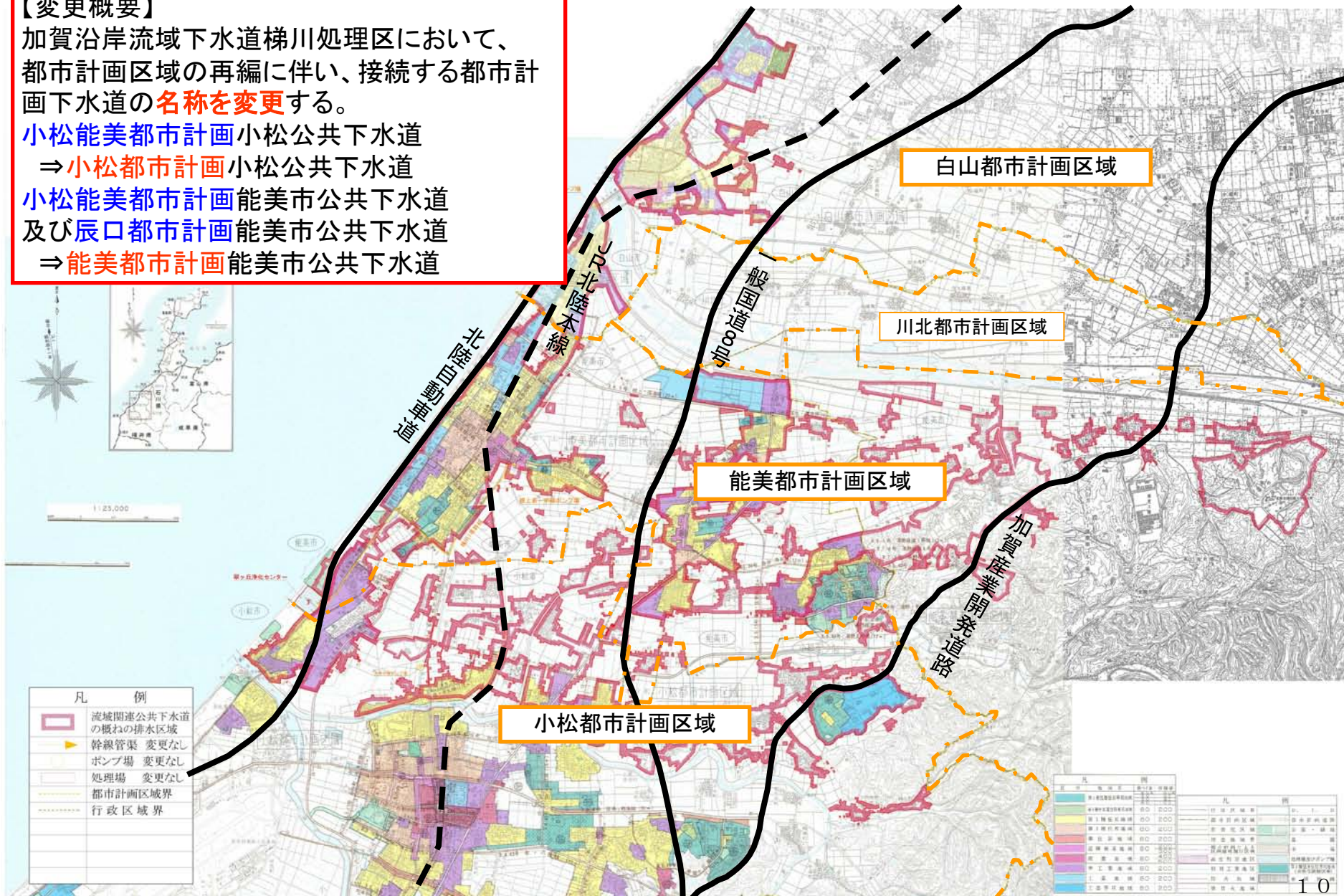
加賀沿岸流域下水道梯川処理区において、都市計画区域の再編に伴い、接続する都市計画下水道の**名称を変更**する。

小松能美都市計画小松公共下水道

⇒小松都市計画小松公共下水道

小松能美都市計画能美市公共下水道
及び辰口都市計画能美市公共下水道

⇒能美都市計画能美市公共下水道



能美都市計画用途地域の変更について（能美市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建 築 物 の 容 積 率	建 築 物 の 建 ぺ い 率	外壁の後退 距離の限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物の高 さの限度	備 考
第一種低層 住居専用地域	約 2.1ha	5/10 以下	3/10 以下			10m	
	約 8.3ha	6/10 以下	4/10 以下	—	—	10m	
	約 97 ha	8/10 以下	5/10 以下			10m	
小 計	約 107 ha						6.1%
第一種中高層 住居専用地域	約 68 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
小 計	約 68 ha						3.9%
第二種中高層 住居専用地域	約 150 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
小 計	約 150 ha						8.6%
第一種住居 地域	約 483 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
小 計	約 483 ha						27.6%
第二種住居 地域	約 147 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
小 計	約 147 ha						8.4%
近隣商業地域	約 34 ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	
小 計	約 34 ha						1.9%
準工業地域	約 435 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
小 計	約 435 ha						24.8%
工業地域	約 329 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
小 計	約 329 ha						18.7%
合 計	約 1,753 ha						100.0 %

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

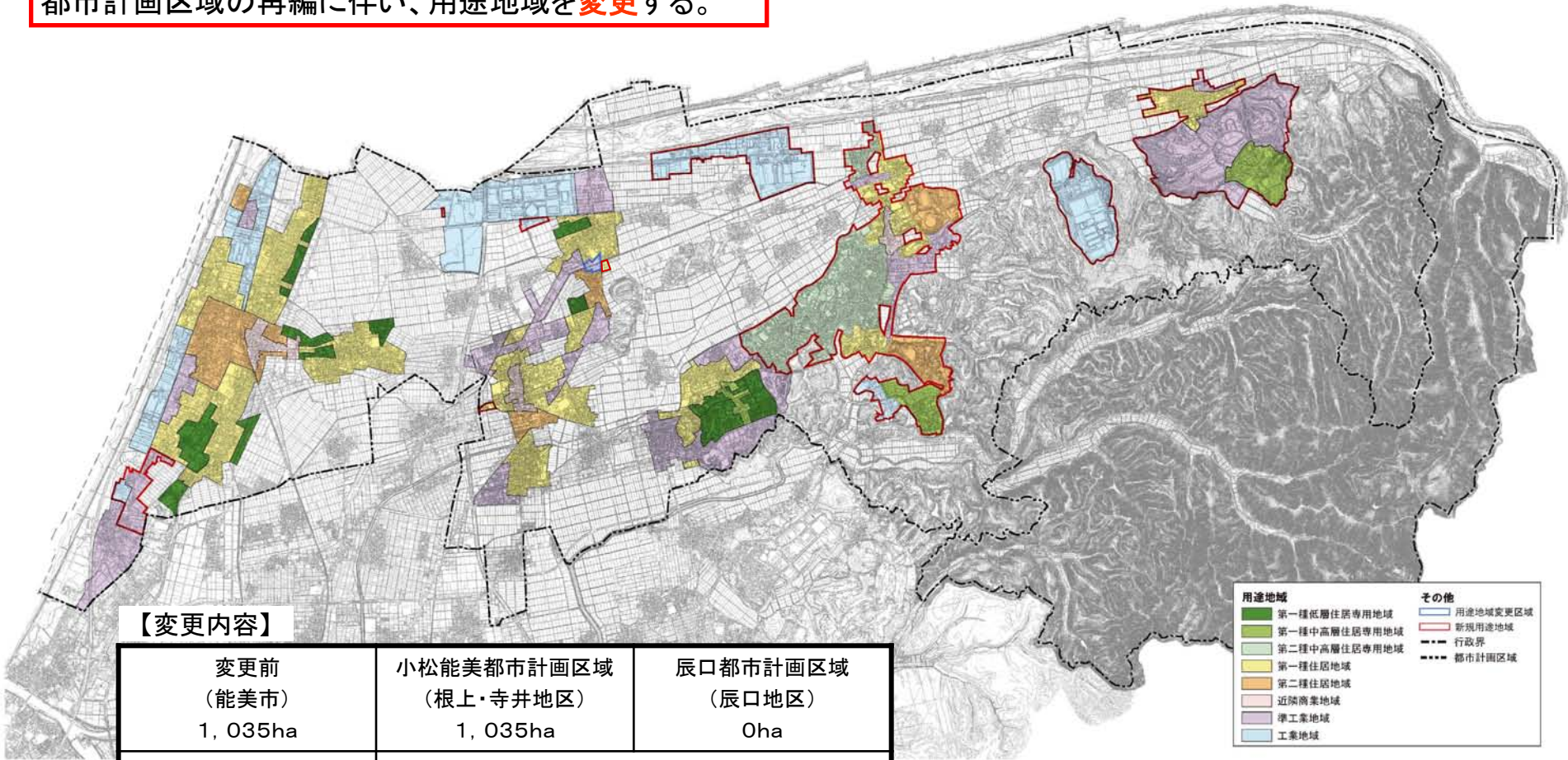
【理 由】

現在、能美市において市町村合併に伴い、小松能美都市計画区域の一部（旧根上町、旧寺井町）及び辰口都市計画区域（旧辰口町）を一つの都市計画区域である能美都市計画区域として統合し、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

これを踏まえ、能美市都市計画マスタープランの位置付けに従い、明確な土地利用の推進により能美市の均衡ある発展を目指すため、用途地域の変更を行なうものである。

能美都市計画 用途地域の変更

【変更概要】
都市計画区域の再編に伴い、用途地域を**変更**する。



【変更内容】

変更前 (能美市) 1, 035ha	小松能美都市計画区域 (根上・寺井地区) 1, 035ha	辰口都市計画区域 (辰口地区) 0ha
変更後 能美都市計画区域 1, 753ha	増 718ha	
	追加 30ha ----- (変更 2ha)	新規追加 688ha

能美都市計画特定用途制限地域の決定について（能美市決定）

都市計画特定用途制限地域を次のように決定する。

種 類	面 積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	備考
特定用途制限地区 （田園地域）	約 3,003ha	・床面積が 200m²超の店舗等 ・床面積が 150m²超の事務所等 ・ホテル、旅館、遊戯施設、風俗施設 ・大学、専修学校、病院等 ・自動車教習場、単独自動車車庫 ・工場（50m²以下で自家用販売の作業所を除く。）倉庫業倉庫、危険物等貯蔵・処理施設	農 振 農 用 地 区 域 及 び 保 安 林 を除く
特定用途制限地区 （里山地域）	約 1,271ha	・共同住宅、寄宿舍、下宿 ・店舗、事務所等の建築物 ・ホテル、旅館、遊戯施設、風俗施設 ・幼稚園、小・中高等学校 ・図書館、病院、公衆浴場等 ・自動車教習場、単独自動車車庫 ・工場、倉庫業倉庫、危険物等貯蔵・処理施設	農 振 農 用 地 区 域 及 び 保 安 林 を除く
特定用途制限地区 （幹線道路沿線地域）	約 7.2ha	・床面積が 1,500m²超の店舗、事務所等 ・ホテル、旅館、遊戯施設、風俗施設 ・大学、専修学校、図書館、病院等 ・自動車教習場 ・危険性や環境を悪化させるおそれが少ない、 やや多い、多い工場 ・150m²超の自動車修理工場 ・危険物等貯蔵・処理の量が少ない、やや多い、 多い施設	
合 計	約 4,281ha		

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

【理 由】

現在、能美市において市町村合併に伴い、小松能美都市計画区域の一部（旧根上町、旧寺井町）及び辰口都市計画区域（旧辰口町）を一つの都市計画区域である能美都市計画区域として統合し、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

これを踏まえ、能美市都市計画マスタープランの位置付けに従い、明確な土地利用の推進により用途の混在を抑制し能美市の均衡ある発展を目指すため、特定用途制限地域の新規指定を行なうものである。

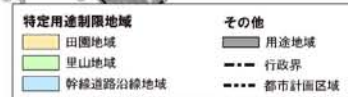
能美都市計画 特定用途制限地域の決定

【決定概要】

都市計画区域の再編に伴い、特定用途制限地域を**新たに決定**する。

【決定内容】

種 類	面 積	備 考
田園地域	3,003ha	農振農用地区域及び保安林を除く
里山地域	1,271ha	農振農用地区域及び保安林を除く
幹線道路沿線地域	7.2ha	
合 計	4,281ha	



能美都市計画特別用途地区の変更（能美市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
能美市特別工業地区		建築物の制限の概要
第一種特別工業地区	約 44.2ha	○風俗営業店舗等の抑制（第一種、第二種、第三種、第四種、五種共通）
第二種特別工業地区	約 92.8ha	○公害発生型工場の抑制（第一種、第三種、第四種、五種共通）
第三種特別工業地区	約 8.0ha	○専用住宅の抑制（第二種）
第四種特別工業地区	約 6.0ha	○大規模店舗、遊戯施設（劇場、映画館を除く。）、大規模集客施設、自動車教習所、畜舎の抑制（第五種）
第五種特別工業地区	約 140.0ha	
合計	約 140.0ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

現在、能美市において市町村合併に伴い、小松能美都市計画区域の一部（旧根上町、旧寺井町）及び辰口都市計画区域（旧辰口町）を一つの都市計画区域である能美都市計画区域として統合し、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域統合に併せ、特別用途地区についても、小松能美都市計画特別用途地区を能美都市計画特別用途地区とし、名称の変更を行うものである。また、新たに第五種特別工業地区を指定する。

第五種特別工業地区（いしかわサイエンスパーク地区）では、北陸先端科学技術大学院大学を核とした研究機関や支援機関が連携し、その利便性を積極的に活用することにより、主として ICT 関連業種及び企業の研究所等の集積が図られている。

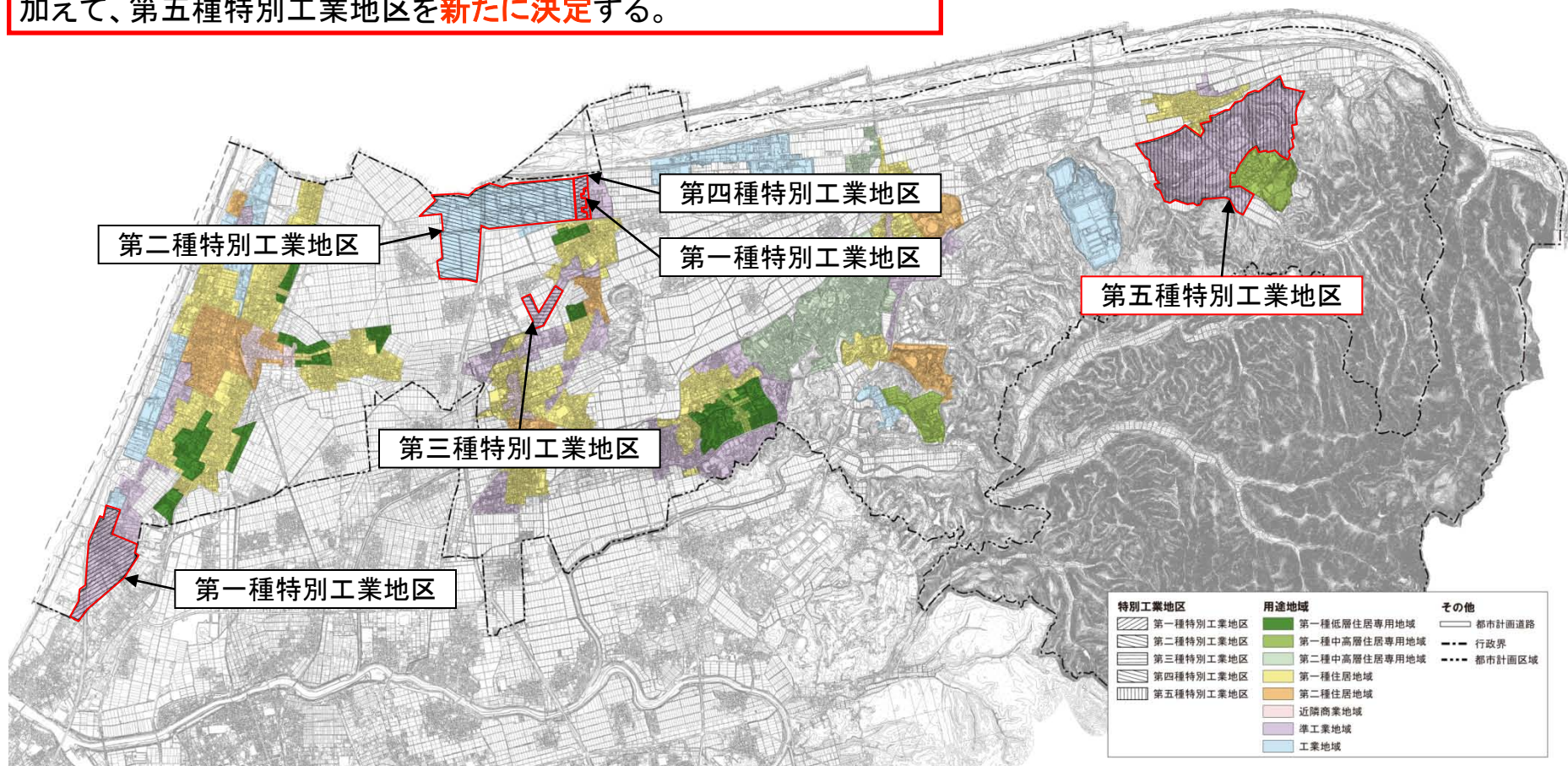
また、本地区には新たに用途地域（準工業地域）を指定し、地区の将来構想に合わせた土地利用の増進を図る一方、地区の特性上、大規模店舗や大規模集客施設、風俗遊戯施設等はふさわしくないことから、特別用途地区の指定によりこれらの立地を制限し、良好な環境の保護を図るものである。

能美都市計画 特別用途地区の変更

【変更概要】

都市計画区域の再編に伴い、都市計画の**名称を変更**する。

小松能美都市計画特別用途地区⇒**能美都市計画**特別用途地区
 加えて、第五種特別工業地区を**新たに決定**する。



能美都市計画準防火地域の変更（能美市決定）

小松能美都市計画準防火地域を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
準 防 火 地 域	約 3.5ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

現在、能美市において市町村合併に伴い、小松能美都市計画区域の一部（旧根上町、旧寺井町）及び辰口都市計画区域（旧辰口町）を一つの都市計画区域である能美都市計画区域として統合し、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域統合に伴い、都市計画準防火地域についても、能美都市計画準防火地域として名称を変更するものである。

能美都市計画 準防火地域の変更

【変更概要】

都市計画区域の再編に伴い、都市計画の**名称を変更**する。

小松能美都市計画準防火地域⇒**能美都市計画**準防火地域

種 類	面 積
準防火地域	約3.5ha

能美都市計画地区計画の変更（能美市決定）

能美都市計画地区計画中 能美市緑町地区地区計画を緑町地区地区計画に、能美市赤井工業団地地区計画を赤井工業団地地区計画に、能美市浜町・道林町工業団地地区計画を浜町・道林町工業団地地区計画に、能美市吉原釜屋町工業団地地区計画を吉原釜屋町工業団地地区計画に、能美市新工業団地地区計画を能美工業団地地区計画に名称を改め、次のように変更する。

能美都市計画地区計画中 大成地区地区計画ほか5地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

別紙参照

(名称)

大成地区 地区計画

福島しらさぎの里 地区計画

栗生第三地区 地区計画

寺井地区 地区計画

大長野地区 地区計画

緑町地区 地区計画 （旧：能美市緑町地区）

赤井工業団地 地区計画 （旧：能美市赤井工業団地）

浜町・道林町工業団地 地区計画 （旧：能美市浜町・道林町工業団地）

吉原釜屋町工業団地 地区計画 （旧：能美市吉原釜屋町工業団地）

能美工業団地 地区計画 （旧：能美市新工業団地）

栗生地区 地区計画

理 由

現在、能美市において市町村合併に伴い、小松能美都市計画区域の一部（旧根上町、旧寺井町）及び辰口都市計画区域（旧辰口町）を一つの都市計画区域である能美都市計画区域として統合し、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

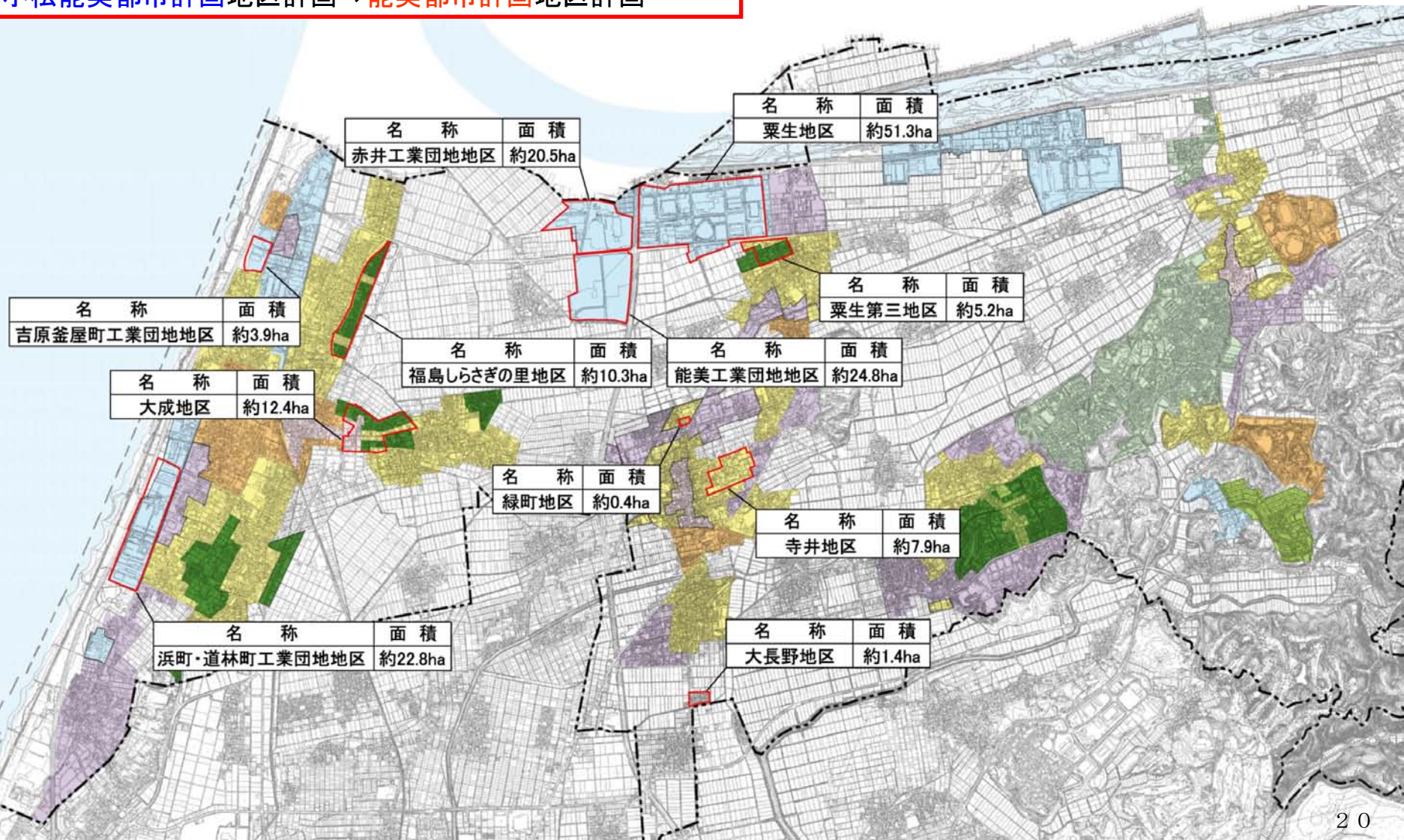
今回、この区域統合に伴い、都市計画地区計画についても、能美都市計画地区計画として名称を変更するものである。

能美都市計画 地区計画の変更

【変更概要】

都市計画区域の再編に伴い、都市計画の**名称を変更**する。

小松能美都市計画地区計画⇒**能美都市計画**地区計画



能美都市計画公園の変更（能美市決定）

都市計画公園中 2・2・19 号おおぞら公園を 2・2・1 号おおぞら公園に、2・2・20 号なかよし公園を 2・2・2 号なかよし公園に、3・3・6 号湯の花公園を 3・3・5 号湯の花公園に、5・4・3 号道林寺公園を 5・4・1 号道林寺公園に、5・5・5 号泉台公園を 5・5・2 号泉台公園に、6・5・2 号翠ヶ丘運動公園を 6・5・1 号翠ヶ丘運動公園に、6・5・1 号辰口運動公園を 6・5・2 号辰口運動公園に、8・5・2 号辰口里山公園を 8・5・1 号辰口里山公園に名称を改め、次のように変更する。

都市計画公園中 3・3・1 号高坂公園ほか 3 公園を次のように変更する。

種別	名称		位 置	面 積	備 考
	番号	公園名			
街区	2・2・1	おおぞら公園	能美市泉台町	約 0.18ha	
街区	2・2・2	なかよし公園	能美市泉台町	約 0.18ha	
近隣	3・3・1	高坂公園	能美市高坂町	約 3.0ha	
近隣	3・3・2	加賀舞子第 2 公園	能美市大浜町、中町	約 1.2ha	
近隣	3・3・3	加賀舞子公園	能美市大浜町	約 1.9ha	
近隣	3・3・4	湯野公園	能美市佐野町	約 1.8ha	
近隣	3・3・5	湯の花公園	能美市湯谷町	約 1.3ha	
総合	5・4・1	道林寺公園	能美市道林町	約 5.1ha	
総合	5・5・2	泉台公園	能美市泉台町	約 11.9ha	
運動	6・5・1	翠ヶ丘運動公園	能美市山口町	約 17.3ha	
運動	6・5・2	辰口運動公園	能美市来丸町	約 17.1ha	
特殊	8・5・1	辰口里山公園	能美市和気町、寺畠町、舘町	約 30.9ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

現在、能美市において市町村合併に伴い、小松能美都市計画区域の一部（旧根上町、旧寺井町）及び辰口都市計画区域（旧辰口町）を一つの都市計画区域である能美都市計画区域として統合し、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域統合に併せ、小松能美都市計画公園の一部及び辰口都市計画公園を能美都市計画公園とし、名称の変更を行うものである。

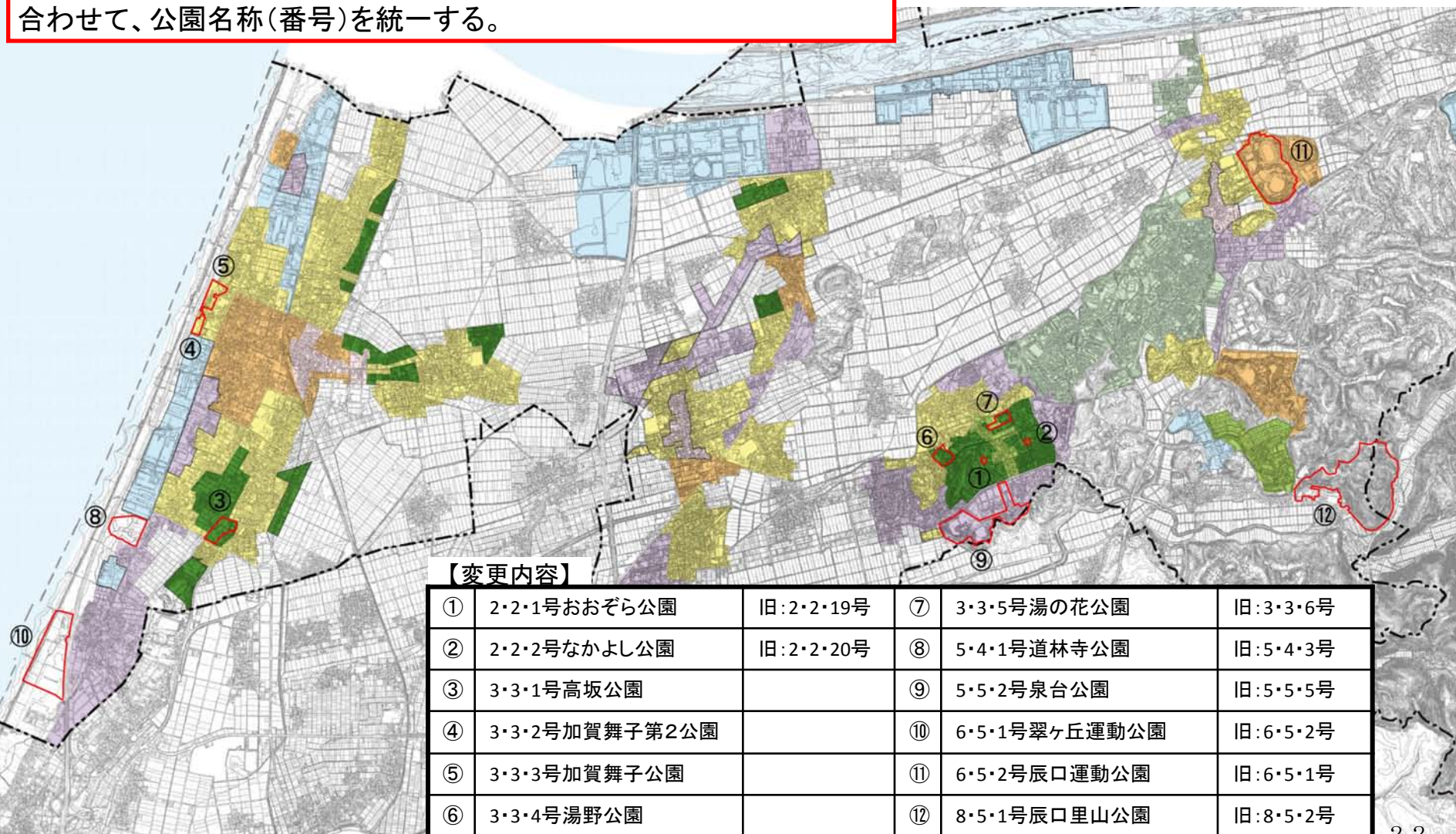
具体的には、2・2・19 号おおぞら公園は 2・2・1 号おおぞら公園に、2・2・20 号なかよし公園は 2・2・2 号なかよし公園に、3・3・6 号湯の花公園は 3・3・5 号湯の花公園に、5・4・3 号道林寺公園は 5・4・1 号道林寺公園に、5・5・5 号泉台公園は 5・5・2 号泉台公園に、6・5・2 号翠ヶ丘運動公園は 6・5・1 号翠ヶ丘運動公園に、6・5・1 号辰口運動公園は 6・5・2 号辰口運動公園に、8・5・2 号辰口里山公園は 8・5・1 号辰口里山公園に、名称を変更する。

能美都市計画 公園の変更

【変更概要】

都市計画区域の再編に伴い、都市計画の**名称を変更**する。

小松能美都市計画公園及び**辰口都市計画公園**⇒**能美都市計画公園**
合わせて、公園名称(番号)を統一する。



能美都市計画墓園の変更（能美市決定）

小松能美都市計画墓園 1 号寺井町墓園を能美都市計画墓園 1 号寺井町墓園に名称を改め、次のように変更する。

名称		位 置	面 積	備 考
番号	墓 園 名			
1	寺井町墓園	能美市泉台町	約 4.1ha	管理事務所、緑地、広場、墓地、墓所面積約 1.1ha

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

現在、能美市において市町村合併に伴い、小松能美都市計画区域の一部（旧根上町、旧寺井町）及び辰口都市計画区域（旧辰口町）を一つの都市計画区域である能美都市計画区域として統合し、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

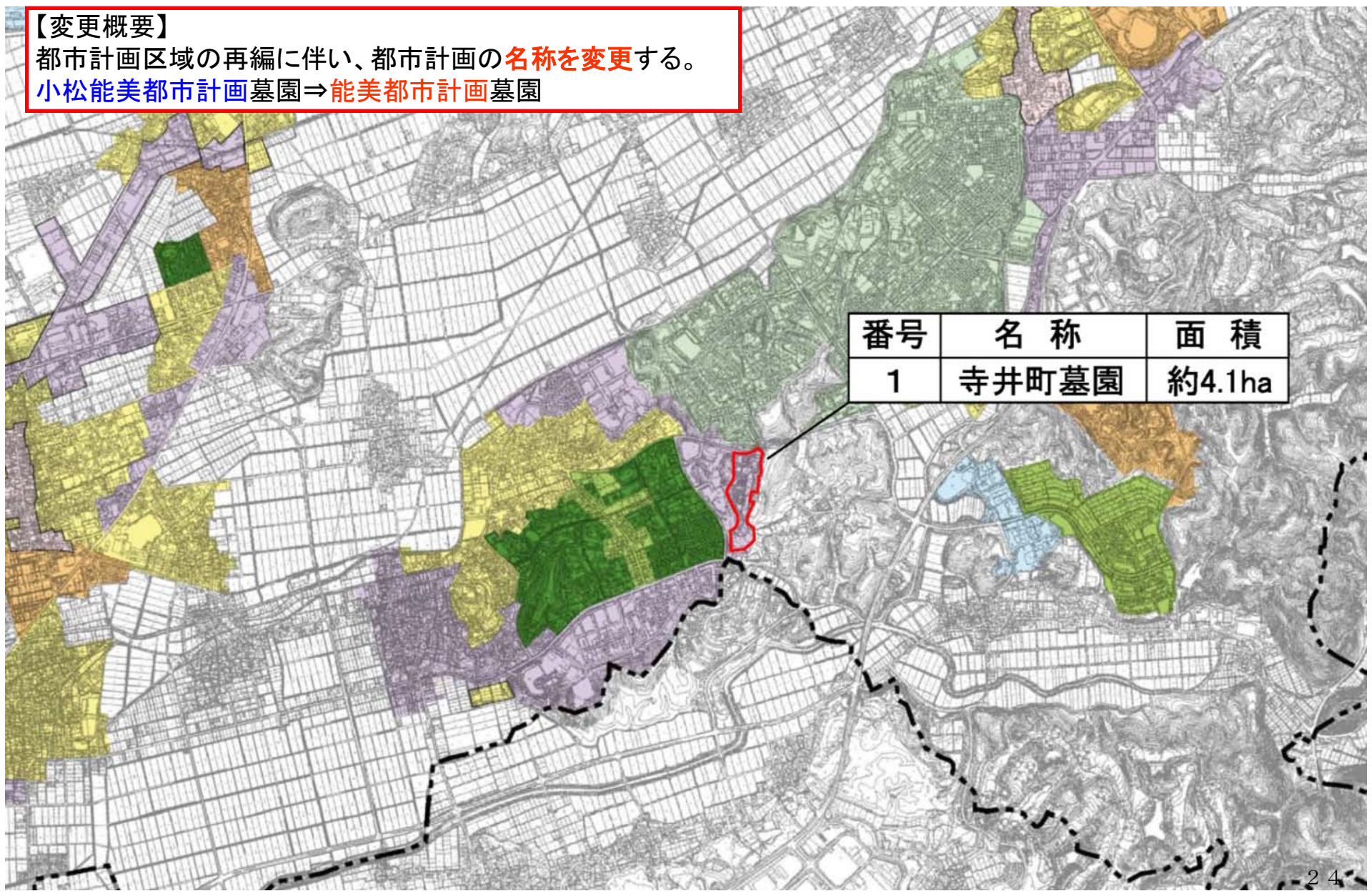
今回、この区域統合に伴い、都市計画墓園についても、能美都市計画墓園として名称を変更するものである。

能美都市計画 墓園の変更

【変更概要】

都市計画区域の再編に伴い、都市計画の**名称を変更**する。

小松能美都市計画墓園⇒**能美都市計画墓園**



番号	名 称	面 積
1	寺井町墓園	約4.1ha

能美都市計画下水道の変更（能美市決定）

小松能美都市計画能美市公共下水道（梯川処理区）及び辰口都市計画能美市公共下水道（梯川処理区）を次のように変更する。

1 下水道の名称

能美都市計画 能美市公共下水道（梯川処理区）

2 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）面積 能美都市計画 能美市公共下水道 約 1,792 ha
（内処理区域 約 1,792 ha）

3 下水管渠

（イ）汚水

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
下ノ江幹線	能美市下ノ江町	能美市下ノ江町	約 230m
寺井 1 号汚水幹線	能美市寺井町	能美市寺井町	約 80m
辰口 3 号汚水幹線	能美市荒屋町	能美市松が岡 1 丁目	約 270m

「区域は計画図表示のとおり」

(ロ) 雨水

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
寺井 1 号雨水幹線	能美市寺井町	能美市寺井町	約 1,610m
寺井 2 号雨水幹線	能美市末信町	能美市末信町	約 250m
寺井 3 号雨水幹線	能美市粟生町	能美市粟生町	約 120m
佐野 1 号雨水幹線	能美市佐野町	能美市佐野町	約 780m
佐野 2 号雨水幹線	能美市湯谷町	能美市湯谷町	約 370m

「区域は計画図表示のとおり」

4 その他の施設

なし

理 由

今回、根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市になったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域及び辰口都市計画区域を小松都市計画区域及び能美都市計画区域とし、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図ることとしている。

この区域再編に伴い、都市計画下水道の名称について、「小松能美都市計画能美市公共下水道」及び「辰口都市計画能美市公共下水道」を「能美都市計画能美市公共下水道」に変更を行うものである。

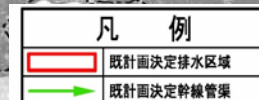
能美都市計画 公共下水道(梯川処理区)の変更

【変更概要】

都市計画区域の再編に伴い、都市計画の名称を変更する。

小松能美都市計画能美市公共下水道及び辰口都市計画能美市公共下水道
⇒能美都市計画能美市公共下水道

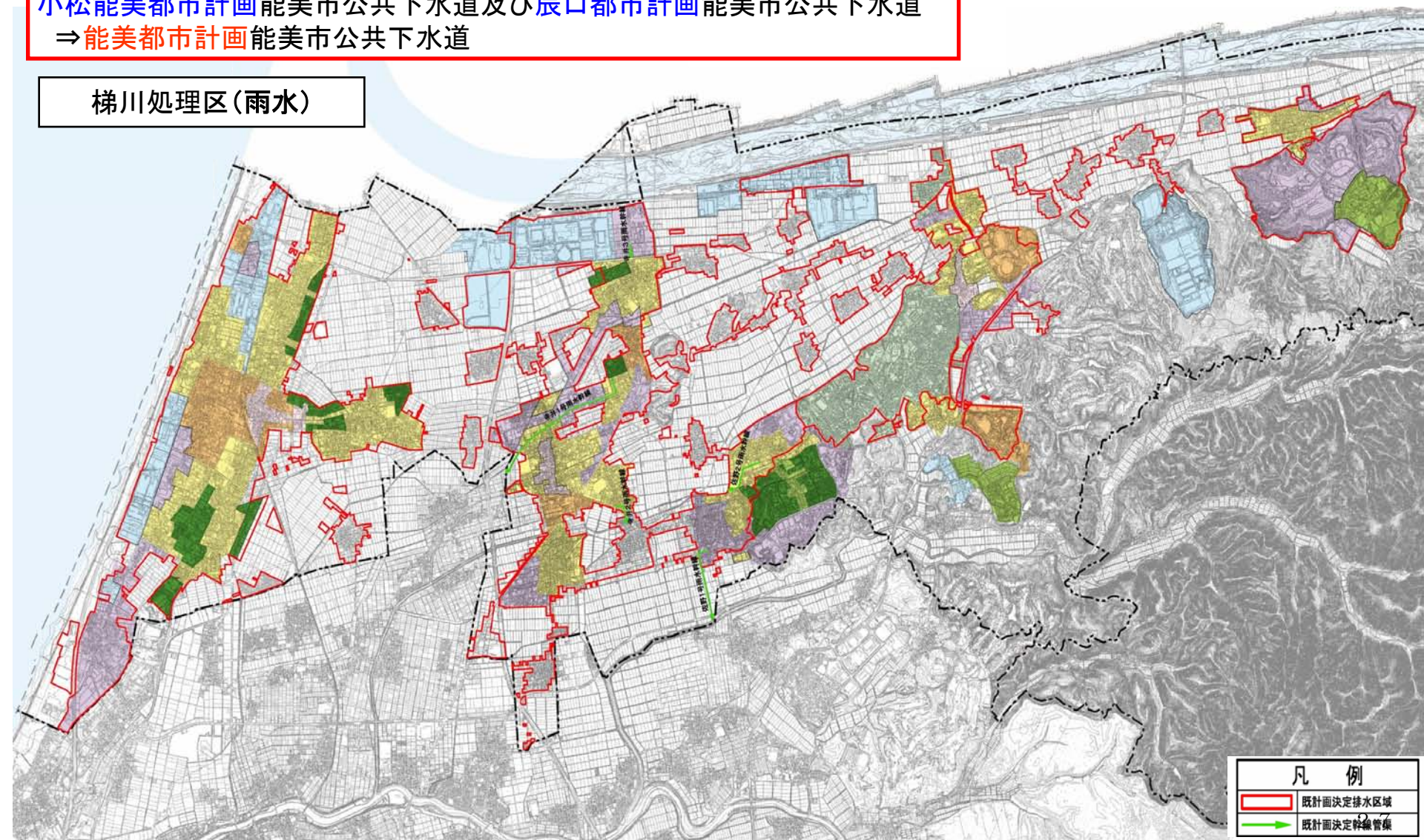
梯川処理区(污水)



都市計画区域の再編に伴い、都市計画の名称を変更する。

小松能美都市計画能美市公共下水道及び辰口都市計画能美市公共下水道
⇒能美都市計画能美市公共下水道

梯川処理区(雨水)



凡 例

	既計画決定排水区域
	既計画決定幹線管渠

能美都市計画下水道の変更（能美市決定）

小松能美都市計画能美市公共下水道（東部処理区）を次のように変更する。

1 下水道の名称

能美都市計画 能美市公共下水道（東部処理区）

2 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）面積 能美都市計画 能美市公共下水道 約 92 ha
（内処理区域 約 92 ha）

3 下水管渠

（イ）汚水

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
東部 1 号幹線	能美市泉台町	能美市泉台町	約 280m
東部放流幹線	能美市佐野町	能美市泉台町	約 200m
東部 2 号放流幹線	能美市泉台町	能美市泉台町	約 730m

「区域は計画図表示のとおり」

（ロ）雨水

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
東部雨水 1 号幹線	能美市佐野町	能美市泉台町	約 170m

「区域は計画図表示のとおり」

4 その他の施設

内 訳	位 置	備 考
寺井東部浄化センター	能美市泉台町	約 3,600m ²
寺井東部污水ポンプ場	能美市湯谷町	約 150m ²
1号調整池	能美市泉台町	約 21,500m ²

理 由

今回、根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市になったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域及び辰口都市計画区域を小松都市計画区域及び能美都市計画区域とし、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図ることとしている。

この区域再編に伴い、都市計画下水道の名称について、「小松能美都市計画能美市公共下水道」を「能美都市計画能美市公共下水道」に変更を行うものである。

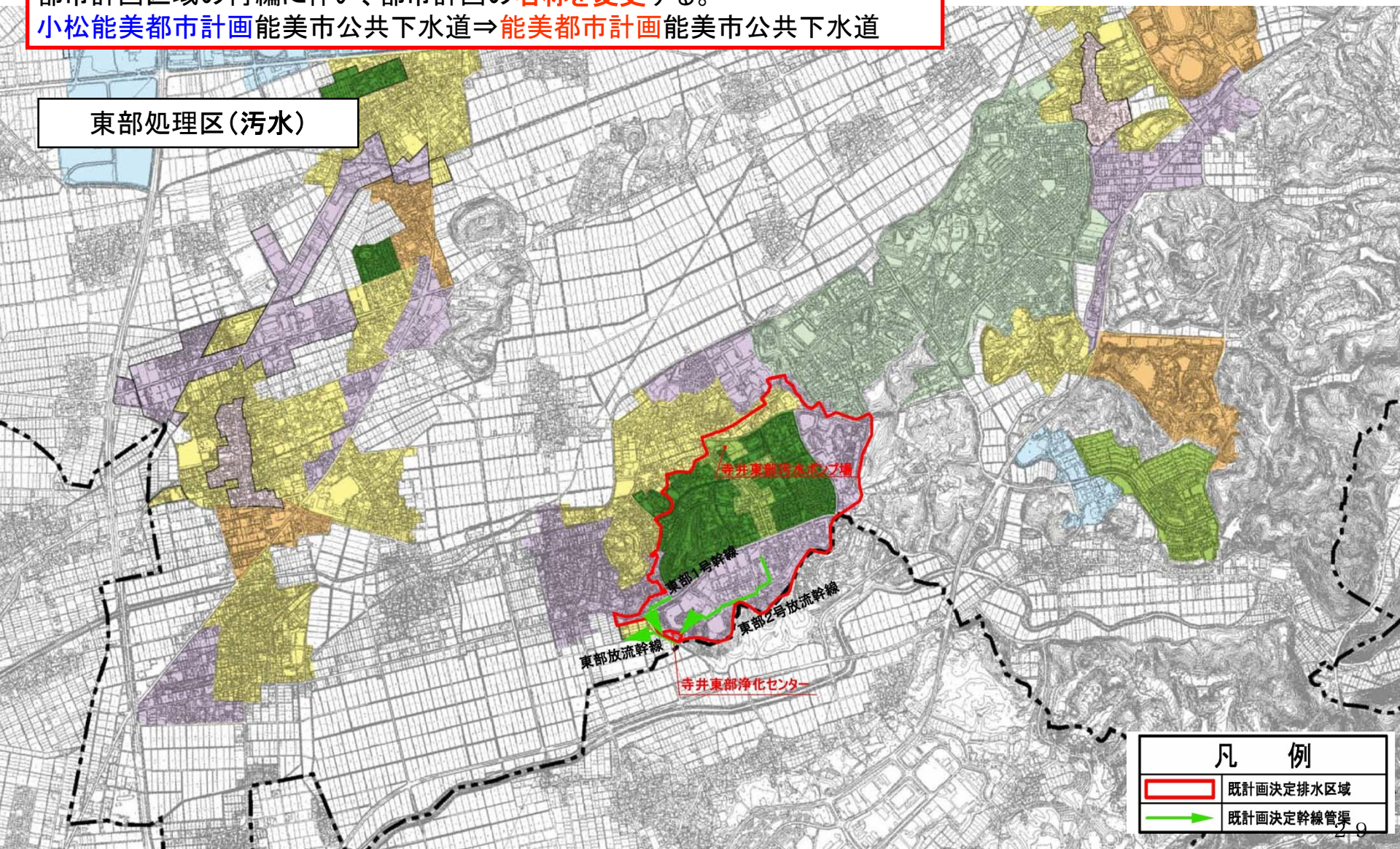
能美都市計画 公共下水道(東部処理区)の変更

【変更概要】

都市計画区域の再編に伴い、都市計画の**名称を変更**する。

小松能美都市計画能美市公共下水道⇒**能美都市計画**能美市公共下水道

東部処理区(汚水)



凡 例

- | | |
|--|-----------|
| | 既計画決定排水区域 |
| | 既計画決定幹線管渠 |

能美都市計画 公共下水道(東部処理区)の変更

【変更概要】

都市計画区域の再編に伴い、都市計画の**名称を変更**する。

小松能美都市計画能美市公共下水道⇒**能美都市計画**能美市公共下水道

東部処理区(雨水)

1号調整地
東部1号雨水幹線

凡 例

既計画決定排水区域
既計画決定幹線管渠

小松能美都市計画下水道の変更（能美市決定）

小松能美都市計画大浜町都市下水路、浜町都市下水路及び佐野都市下水路を廃止する。

1 下水道の名称

—

2 排水区域

—

3 下水管渠

—

4 その他の施設

—

理 由

都市下水路は、降雨時の浸水被害を解消し、良好な居住環境の形成を図ることを目的として、昭和 53 年の大浜町都市下水路を初めに、浜町都市下水路、佐野都市下水路が都市計画決定され、整備が行われた。

その後、公共下水道事業の計画が策定され、その区域内に都市下水路の区域が含まれたことで、都市下水路としての機能は公共下水道に移管していることから、今回、これを廃止するものである。

小松能美都市計画 都市下水路の変更

【変更概要】

都市下水路は、その区域が公共下水道事業の計画区域に含まれており、施設としての機能は公共下水道に移管していることから、**廃止**とする。

凡 例

	廃止計画決定排水区域
	廃止計画決定幹線管渠

名 称	面 積	変更内容
大浜町都市下水路	約46.0ha	廃止

名 称	面 積	変更内容
浜町都市下水路	約42.0ha	廃止

名 称	面 積	変更内容
佐野都市下水路	約64.0ha	廃止

平成 2 4 年 度

(第 2 回)

能 美 市 都 市 計 画 審 議 会

議 案 書

(別 冊)

能美都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(計画書)

能美都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (能美都市計画区域マスタープラン)

小松能美都市計画区域の一部と辰口都市計画区域の整備、開発および保全の方針を、能美都市計画区域の整備、開発および保全の方針に統合し、次のように変更する。

本方針は、能美都市計画区域におけるおおむね 20 年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

本都市計画区域の範囲および規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町村	範 囲	面 積
能美都市計画区域	能美市	行政区域の一部	6,034ha

1) 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

能美都市計画区域は、海岸や河川、丘陵地などの豊かな自然環境に囲まれ、学術研究機関や産業集積を活かした活力ある地域づくり、歴史・伝統や観光資源を活かした賑わいづくり、快適でうるおいある都市づくりにより、「豊かな自然に抱かれ、個性が輝く快適居住都市・能美」を目指す。

①コンパクトな市街地形成と快適でゆとりある市街地整備

既存市街地の集積を活かした市街地誘導及び歩いて暮らせるまちづくりを目指し、快適でゆとりある市街地整備と田園集落の活力維持を図る。

②格子状交通ネットワークの構築と公共交通の充実による地域・広域連携の強化

広域交流軸としての南北軸に加え、市内連携軸としての東西軸の強化により、格子状の都市軸を整備し、各地域を相互に連携するとともに、公共交通や広域連携の強化に努める。

③地域の個性を支え、快適な居住環境を実現する効率的な都市施設の充実

快適な居住環境を実現するため、生活基盤である公園や下水道などの都市施設の効率的な整備を図る。

④産業集積を活かし、拡充するための適正な産業基盤の整備

既存の工業地などの産業集積を活かし、基盤整備によりさらに集積を図る。

⑤都市と自然・田園が調和したうるおいある都市景観の形成

都市を囲む海岸や河川、丘陵地の豊かな自然、美しい田園、市街地内の緑地の保全や集落の維持保全により自然・田園が調和したうるおいある都市景観の形成に努める。

また、丘陵地については、自然体験やレクリエーション活動を通じた緑の保全を図る。

⑥自然環境の適正な管理・保全と計画的な市街地による安全・安心な都市の形成

急傾斜地や保安林などの適正な管理・保全、適切な河川改修や建築物の耐震化などにより、自然災害に強い都市づくりを進めるほか、避難地・オープンスペースや避難路の確保・充実などによる安全・安心な都市環境の形成を図る。

（２）地域毎の市街地像

旧３町時代に培われてきた３つの市街地を都市拠点とした、まとまりのある市街地の形成を図るとともに、都市拠点と金沢・白山方面、小松・加賀方面を連携する都市連携軸を位置づけ、広域連携によるまちづくりを推進する。

本区域におけるおおむね 20 年後の地域毎の市街地像は次に示す通りである。

① 市街地ゾーン

a 商業・業務ゾーン

市役所本庁舎等の行政施設については、公共サービス拠点として、多様な行政・公益ニーズに効率的に応えうる拠点整備を目指すとともに、魅力的な誘客空間の形成と新たな情報・文化などの集積を図る。

寺井地区の行政施設周辺は、既存商店街等が多く集中する文化・福祉・生活の拠点であり、今後これらの中核施設の充実や生活利便性の向上を図る。

寺井駅周辺は、地域住民に密着した商店街であるとともに、人々が集い交流するポケットパークや快適な歩行者空間などの整備を図り、地域の賑わいと活力の形成を図る。

辰口温泉等においては、伝統的な歴史・文化特性を継承し、魅力ある観光資源を集積した交流拠点の整備を図る。

幹線道路の沿道は、施設集積や景観的な配慮、周囲の住環境との調和を図るとともに、安全性を確保する。

b 居住ゾーン

既成市街地における住工混在地区については、ある程度の用途混在を許容しながら、コミュニティなどを重視し、地域特性を活かした住宅・住環境整備等を促進する。

土地区画整理事業等により整備された住宅地では、地区計画等の活用により、良好な住環境の維持・向上に努める。

c 工業ゾーン

手取川に沿った工業団地や海岸部に位置する臨海工業地、いしかわサイエンスパークなど工業団地の立地促進を図るとともに、公害の防止や地区計画などによる緑化の推進などにより、周辺の住環境との調和を図る。

② 農業ゾーン

生産性の高い優良農地、自然環境・防災上重要な農地については、都市的開発を抑制して積極的に保全するとともに、点在する集落地においては、住環境整備による活性化を図り、魅力ある農村集落の維持・形成を目指す。

③ 自然保全ゾーン

海岸部の樹林地や区域東部一帯の丘陵部は、緑豊かでアメニティの高い空間であり、特徴的な景観資源である日本海や手取川等との一体的な景観形成に努めるとともに、里山や生物多様性の保全に努める。

2) 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針

区域区分の決定の有無

本都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めない。
なお、区域区分を定めないとした根拠は以下の通りである。

本都市計画区域は、計画的な住宅団地開発などによって宅地需要に対応し、無秩序な開発を抑制してきた。将来的には人口・産業の伸びが微増傾向にあるが、都市として成熟しており著しい成長は見込まれず、また今後とも適正な宅地開発などを未利用地に誘導するため、無秩序な開発が進行する可能性は低い。

なお、無秩序な市街地の拡大によるスプロール化の抑制、都市近郊の優良な農地との健全な調和、自然環境の保全など、地域の実情に即した土地利用を目指し、本都市計画区域では、用途地域が指定される地域を除き、特定用途制限地域及び開発行為と建築物の立地を規制する制度を導入し、これにより自然的土地利用については宅地化を規制することで適正な土地利用のコントロールを図る。

3) 主要な都市計画の決定などの方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定などの方針

本都市計画区域では、これまで区域の一部で用途地域を指定しており、今後も用途地域の指定を継続・拡大し、また用途地域が指定される地域を除き、特定用途制限地域及び開発行為を規制する制度を導入し、良好な市街地環境の形成を目指す。

① 主要用途の配置の方針

(商業・業務地)

根上地区の寺井駅周辺部、寺井地区の中心部及び辰口地区の温泉部等では、既存の立地条件を活かしながら、賑わいの創出や活性化を図る。

特に、寺井駅周辺は、駅舎及び駅前広場の整備に加え、交通結節点の機能の充実を図るものとする。

また、根上・寺井地区や辰口地区の加賀産業開発道路沿線の既存商業集積地では、周辺住宅地との調和に配慮しつつ、適切な土地利用の誘導を図る。

幹線道路である北陸自動車道、一般国道8号、加賀産業開発道路等の南北軸や、主要地方道小松鶴来線、現在計画中の能美市東西連絡道路等の東西軸や行政施設周辺に業務地を配置する。

(工業地)

能美工業団地や栗生工業団地、及び北陸先端科学技術大学院大学を中心としたいしかわサイエンスパークとこれらの周辺に工業地を配置し、基盤整備と施設誘致を図る。

また、職・住近接地区である山口地区や佐野地区、吉光地区については、既に立地する地場産業の育成を図りつつ、混在する住宅への影響を考慮しながら、工業地としての維持を図る。

また、手取川沿岸部について、先端産業の事業拡張および地場産業の振興のため、工業地として整備を図り、交通の便利な一般国道8号など幹線道路に面し、既存の工業地に隣接した地区についても、整備拡充を図る。

(住宅地)

既成市街地では、職・住近接型の住環境の整備、保全に努めるほか、福島町や泉台町、緑が丘などの計画的に開発整備された住宅団地などについては、良好な住宅地としての環境の維持に努める。

また、能美平野中央部にある和田山・末寺山古墳や秋常山古墳、根上松周辺など史跡地区および旧北国街道沿いの歴史的街並みが残る地区については、保全を図りつつ、必要に応じて居住環境の改善と景観形成に努める。

また、中心市街地の活性化、土地の有効利用の観点から、用途地域内の未利用地において小規模の店舗、事務所および九谷焼の絵付け作業などの地場産業の立地を許容する住宅地の整備を図る。

② 土地利用の方針

ア) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

既存住宅地とその他の用途が混在されている地区に関しては、その建物用途に合わせて用途転換を検討する。

イ) 居住環境の改善又は維持に関する方針

木造老朽家屋が密集して防災上危険な地域については、細分化された土地利用の統合、建物の耐震化などによる市街地の防災構造化、道路・広場・公園などの公共施設の整備などを総合的に推進し、災害に強く安全で快適な都市環境を創出する。

ウ) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地周辺の良い環境保全を図るため、海岸部の樹林地や丘陵地の無秩序な開発を防止する一方で、身近な自然として有効利用を図る。

③ 用途地域以外の地域における土地利用の方針

用途地域以外の地域において、特定用途制限地域を指定することにより用途を制限し、更に開発規制区域を設定することにより開発を許容する区域を限定することとし、土地利用について、次の方針に基づいて行う。

ア) 優良な農地との健全な調和に関する方針

集落地を囲む農地・丘陵地は、背後の樹林地等と一体となって本区域の農村景観を形成しているため、都市的土地利用の進展を抑制するとともに、農村景観の維持・保全を図る。

また、農用地区域については、無秩序な開発を抑制し、優良農地としての保全を図る。

イ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

河川からの溢水、内水湛水、津波、地すべりやがけ崩れなどの土砂災害その他の災害の危険性が高い地域においては、市街化を抑制するとともに、流域における保水・貯水機能を確保した土地利用を図る。

ウ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

海岸線に存する樹林地は、保安林として今後とも保全に努め、古墳群および丘陵地は、都市の景観を特徴づけているとともに、重要な自然資源として今後も保全を図る。

エ) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

基幹的な広域幹線道路周辺については、周辺環境や景観との調和を図りながらモータリゼーションに対応し、必要に応じた道路沿道型の土地利用を許容する。

用途地域が定められていない集落地およびその周辺部は、田園地域としての地域特性を考慮するとともに、併せて開発行為と建築物の用途及び立地を規制する制度を導入することにより、既存集落の活力維持を図りつつ、集落および田園環境の保全を図る。

（２）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定などの方針

① 交通施設

a 基本方針

交通体系の整備の方針

本区域を縦断する一般国道 8 号や加賀産業開発道路等の南北軸に加え、区域の一体化、東西の交流を強化する道路を整備し、格子状の都市軸である幹線道路の充実を図る。

また、補助幹線道路の整備により、まちなかにおける安全性と利便性を確保するとともに、良好な都市景観と自動車・歩行者空間の創出に努める。

そして、東西に長い本区域の特徴を鑑み、旧町の中心部である 3 つの拠点地区を連携・強化するためのコミュニティバスの充実など、公共交通機関の総合的な機能向上を柔軟に進める。

b 主要な施設の配置の方針

（道路）

能美市東西連絡道路（（都）高堂泉台線）の整備促進により、地域間の東西交流を強化する。

本区域の工場が集積する北部及び西部地区と連絡する北陸自動車道（仮称）能美根上スマートインターチェンジの設置促進を目指す。

一般県道根上寺井線（（都）大成末寺線）およびこれに接続する主要地方道小松鶴来線は、寺井駅と寺井地区中央部を結ぶ幹線道路であること、並びにコミュニティバスの連携路線であることから、整備促進により、交通ネットワークを強化する。

主要地方道金沢美川小松線（（都）根上小松線）は、本区域の西部地域を南北に縦貫し小松市および白山市と連携する広域幹線道路であり、整備により、南北軸の更なる充実を図る。

c 主要な施設の整備目標

本区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する主要な施設は次の通りである。

名 称		整備内容など
3・4・5	根上小松線 (主要地方道金沢美川小松線)	一部
3・5・9	大成末寺線 (一般県道根上寺井線)	一部
	能美市東西連絡道路 (3・5・19 号高堂泉台線ほか)	一部

② 下水道および河川

a 基本方針

ア) 下水道および河川の整備の方針

(下水道)

公共下水道事業や農業集落排水事業などによる整備がほぼ完了しており、今後は公衆衛生の保持、浸水の防止、生活様式の改善等、本都市計画区域の生活環境の向上を図り、併せて自然環境の保全や、広域的な公共用水域の水質保全を図るため、接続率の向上に努める。

(河川)

手取川の整備、保全の方針は、水害から地域の人々の生命財産を守るため安全・安心な川づくりを推進するとともに、水と緑あふれる憩いの空間および水辺空間の環境を保全・創出する。

イ) 整備水準の目標

(下水道)

公共下水道の整備進捗率は現在約 99.7%であり、おおむね 10 年後において進捗率 100%を目標とする。

b 主要な施設の配置の方針

(下水道)

本区域の公共下水道については、加賀沿岸流域関連公共下水道として梯川処理区（1,766ha）を配置し、整備を促進する。

c 主要な施設の整備目標

本区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する主要な施設は次の通りである。

種 別	名 称
下 水 道	梯川処理区（加賀沿岸流域関連公共下水道）

③ その他の都市施設

基本方針

(廃棄物処理施設)

廃棄物の適正な処理に加え、最終処分量を削減するために、施設の適正な維持管理や廃棄物の減量化、再使用、再生利用を促進する。

(その他の都市施設)

供給処理、医療、教育などの都市施設については、必要に応じて都市計画に定め、周辺環境に配慮しつつ、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとする。

（３）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

① 主要な市街地開発事業の決定などの方針

自然と調和したコンパクトなまちづくりを目指し、用途地域内農地など未利用地のうち、工業系の地区にあるものは企業の誘致を積極的に行い、住宅系の地区にあるものは、土地区画整理事業などによる面整備を促進するなど、土地の有効利用を図るとともに、地域特性に応じた機能的かつ効率的な市街地整備やまちなか定住の促進に努め、市街地の無秩序な拡大を抑制する。

いしかわサイエンスパークでは企業などの立地誘導を行い、商業・業務の中心である３つの地区においては、土地の有効利用を図るとともに、交通体系や商業・業務の核となる施設整備や地域拠点にふさわしい中心商業地の形成を図る。

② 市街地整備の目標

本区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する市街地開発事業は次の通りである。

整 備 手 法	地 区 名
土地区画整理事業	いしかわサイエンスパーク地区

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定などの方針

a 基本方針

ア) 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本都市計画区域は、加賀平野のほぼ中央に位置し、東は緑豊かな丘陵地、西は日本海、北は手取川に面している。

(水と緑のネットワークの形成)

手取川をはじめとする豊富な水空間、並びに東部丘陵、海浜地帯の樹林地に代表される快適な都市環境を保つため、これらオープンスペースの水と緑のネットワーク形成に努めるとともに、良好な自然環境が保全されるように官民一体となった美化運動を推進する。

(里山の保全と活用)

東部丘陵地の緑は、市街地の「ふちどり」を象徴する里山となっており、無秩序な開発を抑制するとともに、里山機能の保全再生に努める。また、丘陵地のレクリエーション地としての活用や都市的開発にあたっては、周辺環境との調和を図るとともに、市街地などからの眺望にも配慮する。

b 主要な緑地の配置の方針

ア) 環境保全系統の配置方針

樹林を活かした高坂公園、社寺林や用水などの貴重な現存緑地などの保全に努める。また、都市の外郭を構成している東部丘陵地、海浜樹林地および河川緑地などをもって、調和のとれた都市環境の保全に努める。

さらに、歴史公園である和田山・末寺山史跡公園、秋常山史跡公園、こくぞう里山公園などについては、地域資源として有効に活用する。

イ) レクリエーション系統の配置方針

東部丘陵地と日本海の沿岸により構成される緑の骨格を活かした根上翠ヶ丘運動公園、物見山運動公園、泉台公園などの都市基幹公園およびその他公園として辰口丘陵公園、いしかわ動物園などが整備されており、都市の総合レクリエーションの充足および利用増進に努める。

また、河川、用水、道路を活用した緑地・緑道の整備を積極的に進め、「水と緑のネットワーク」の形成に努める。

ウ) 防災系統の配置方針

市街地の防火帯としての河川緑地、風害・塩害防止帯としての海浜樹林地をそれぞれ保全・活用し、都市防災に努める。また、災害時の避難地、避難路として、公園・緑地の適正な配置に努める。

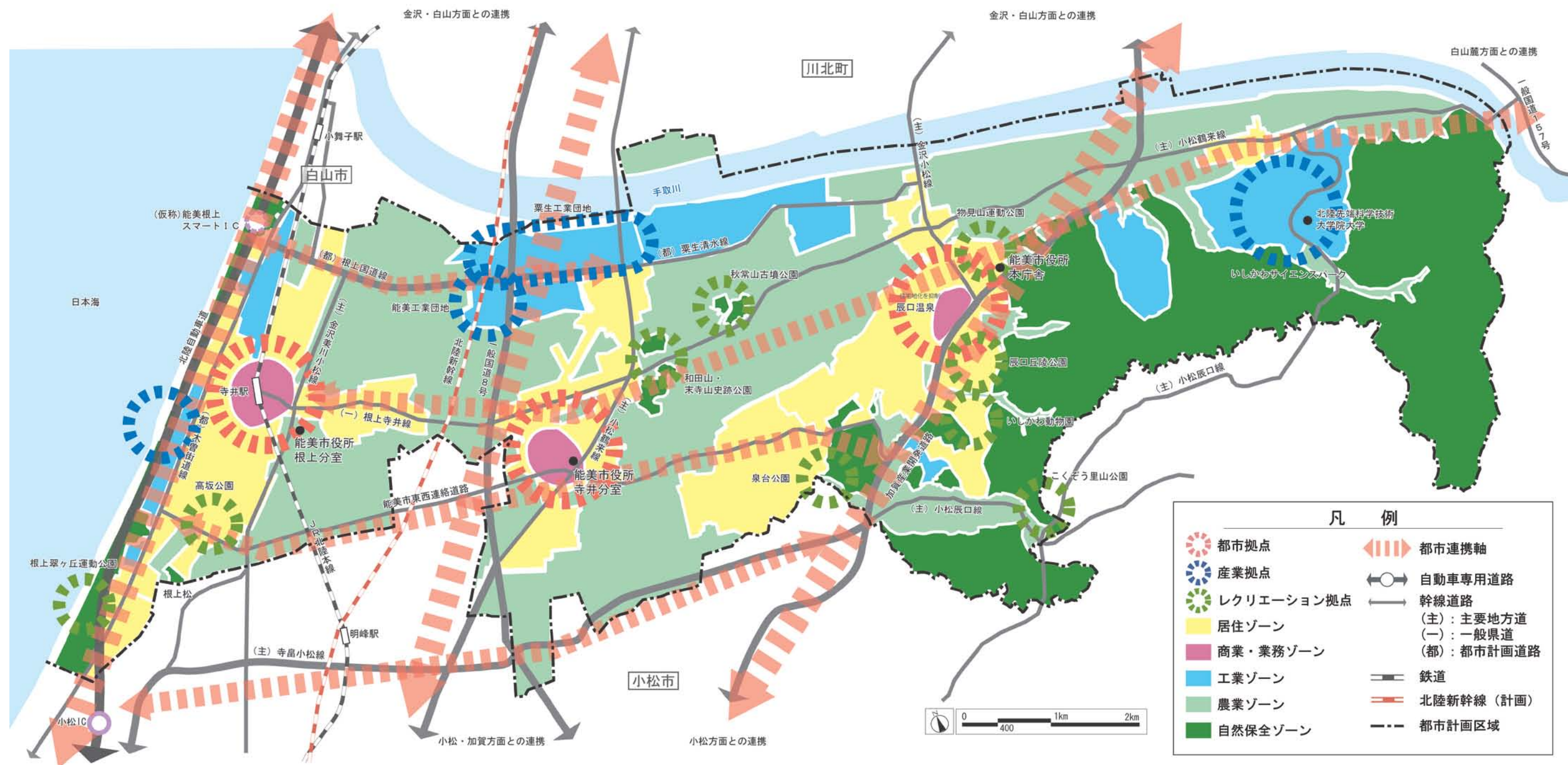
エ) 景観構成系統の配置方針

都市の輪郭を形成する海浜樹林地、東部丘陵地の樹林地、および手取川沿岸は、貴重な郷土景観であるので、これを保全する。また、社寺林や広がりのある農地、用水沿いの緑地についても保全し、景観の向上に努める。

ｃ 実現のための具体の都市計画制度の方針
 公園緑地等の配置（整備）方針

公園緑地などの種別		配置（整備）方針
住区基幹公園	街区公園	一次避難地としてのさらなる整備・充実を図り、バリアフリーへの配慮と地域の個性を活かし、住民参加の公園づくりと地域住民の主体的な維持管理活動を促進する。
	近隣公園	
	地区公園	
都市基幹公園	総合公園	維持管理と機能強化を推進する。海岸部においてはシンボルの整備を促進する。
	運動公園	
その他の公園緑地等	その他の公園	歴史公園は地域資源として有効活用を促進する。
	緑地等	辰口丘陵公園やいしかわ動物園の利用促進を図る。 コミュニティ広場を一次避難地として検討する。
	公共施設緑地等	

能美都市計画
都市計画の整備、開発および保全の方針 附図



能美都市計画地区計画 （計画書）

大成地区
福島しらさぎの里
栗生第三地区
寺井地区
大長野地区
緑町地区
赤井工業団地
浜町・道林町工業団地
吉原釜屋町工業団地
能美工業団地
栗生地区

能美都市計画地区計画の変更（能美市決定）

都市計画大成地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称		大成地区 地区計画
位 置		能美市大成町一丁目、二丁目、三丁目
面 積		約 12.4ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	当地区は、JR北陸本線「寺井駅」の東方約700mに位置し、組合施行の土地区画整理事業が行われ、道路・公園・下水道等の公共施設を中心とした整備がなされた地区である。 そこで、本計画では、地区の特性に応じた合理的な土地利用と建築物等に関するルールを定め、良好な市街地の形成を図ることによって、当該事業効果の維持増進を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	当地区を周辺地域と一体化した街づくりを進めるため、当地区のコミュニティ道路に接する地区には、近隣商業施設を、都市計画道路大成末寺線の沿線の沿道地区には、店舗、事務所、及び住宅が立地できる一般住宅地区を配置する。その他の地区には、低層住宅地区を配置し、それぞれ用途の純化を図り、整然とした街並みを形成する。 また、地区内には、街区公園を適正に配置する。
	地区施設の整備の方針	当地区には、都市計画道路として大成末寺線（幅員12m）があり、この都市施設を骨格とした一体的な市街地形成が図られるよう、地区施設として区画道路（幅員6～13m）、緑道（幅員4.5～5.0m）及び街区公園（3箇所）を適正配置し整備する。 なお、これらの施設整備と並行して下水道整備を行う。
	建築物等の整備の方針	① 低層住宅地区は、ゆとりある敷地の閑静な住宅地として、良好な居住環境の形成を図る。 ② 近隣商業地区は、住民の利便性を確保するため、健全な商業業務施設の集積を図る。 ③ 一般住宅地区は、日照、通風に十分配慮し、スペース等の適正な確保と緑化を図り、低層住宅地区と調和のとれた良好な居住環境の形成を図る。
	その他の当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	近隣商業地区のコミュニティ道路には街路樹を配置する。

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に 関する 事項	位置	能美市大成町一丁目、二丁目の一部
		面積	約2.8ha
		建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に該当する営業の用に供する建築物（ただし、第7号及び第8号については除く。） (2) 倉庫業を営む倉庫
		建築物の敷地面積の最低限度	200㎡
		壁面の位置の制限	道路境界線から建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は、1mとする。
		建築物等の高さの最高限度	敷地面積1,000㎡以上で、かつ、整形な敷地のものは20m、その他は12m以下とする。
		建築物等の形態又は意匠の制限	① 建築物等の形態及び意匠は、周囲の景観及び環境に調和したものであること。 ② 屋外広告物は自己の用に供するもので、次に該当するもの以外は設置又は表示してはならない。 (1) 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより美観風致を損なわないもの。 (2) 建築物等から独立して築造設置する屋外広告物については、高さが12m以下のもの。 (3) 建築物等に附属して設置する広告物で、突き出し幅が1m以下で、地盤面から3m以上に設置したもの。
		垣又はさくの構造の制限	道路に面する部分の垣又はさくは、緑化に努め、開放感のあるものとする。

「区域は計画図表示のとおり」

理由

現在、能美市において市町村合併に伴い、小松能美都市計画区域の一部（旧根上町、旧寺井町）及び辰口都市計画区域（旧辰口町）を一つの都市計画区域である能美都市計画区域として統合し、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域統合に伴い、都市計画地区計画についても、能美都市計画地区計画として名称を変更するものである。

能美都市計画地区計画の変更（能美市決定）

都市計画福島しらさぎの里地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称		福島しらさぎの里 地区計画
位 置		能美市福島町への全部及び福島町いの一部
面 積		約 10.3ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	当地区は、JR北陸本線「寺井駅」の北東1kmに位置し、1級河川西川沿いの比較的自然に恵まれた地区である。 また、旧根上町の一人施行による土地区画整理事業が行われ、道路・公園・下水道等の公共施設を中心とした整備がなされた地区である。 そこで、本計画では、地区の特性に応じた合理的な土地利用と建築物等に関するルールを定め、良好な市街地の形成を図ることによって、当該事業効果の維持増進を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	周辺地域との調和のとれた良好な住宅市街地の形成を図るため、都市計画道路福島1号線、福島2号線の沿線については、沿道利用地区として店舗、事務所及び住宅が立地できる一般居住地区を配置する。 その他の地区には、低層住宅地区を配置し、それぞれ用途の純化を図り、整然とした街並みを形成する。 また、地区内には街区公園を適正に配置する。
	地区施設の整備の方針	当地区には、都市計画道路として福島1号線（幅員16m）、福島2号線（幅員16m）、その道路を結ぶ幹線道路（幅員14m）がある。 これらの道路を骨格とした一体的な市街地形成が図られるよう、地区施設として、区画道路（幅員6m）、緑道（幅員4m）及び街区公園（2箇所）を適正に配置し整備する。 尚、これらの施設整備と並行して下水道整備を行う。
	建築物等の整備の方針	健全で良好な都市環境を形成するため、地区全体に建築物等の用途及び敷地面積などについて規制・誘導を行う。 また、日照、通風に十分配慮し、スペース等の適正な確保と緑化を図り、調和のとれた住宅地区として良好な居住環境の形成を図る。
	その他の当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	都市計画道路及び幹線道路については街路樹を配置する。

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に 関する 事項	地区の区分	地区の 名称	沿道利用地区 (第一種住居地域)	低層専用住宅地区 (第一種低層住居専用地域)
			地区の 面積	約 1. 4 h a	約 8. 9 h a
		建築物等の用途の制限		地区の区分に応じ、それぞれ次に掲げる建築物等を建築してはならない。 ・ペットショップ、ペットホテル ・ホテル、旅館 ・ボウリング場、スケート場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、水泳場、その他これらに類するもの ・畜舎 ・工場 ・作業場 ・危険物の貯蔵、処理施設	
		建築物の敷地面積の最低限度		2 0 0 m ²	
		壁面の位置の制限		道路境界線から建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は、1 mとする。	
		建築物等の高さの最高限度		1 0 m	
		建築物等の形態又は意匠の制限		③ 建築物等の形態及び意匠は、周囲の景観及び環境に調和したものであること。 ④ 屋外広告物は自己の用に供するもので、次に該当するもの以外は設置又は表示してはならない。 (4) 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより美観風致を損なわないもの。 (5) 建築物等から独立して築造設置する屋外広告物については、高さが1 0 m以下のもの。 (6) 建築物等に附属して設置する広告物で、突き出し幅が1 m以下で、地盤面から3 m以上に設置したもの。	
		垣又はさくの構造の制限		本地区における垣又はさくは、緑化に努め、開放性のあるものとする。	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

現在、能美市において市町村合併に伴い、小松能美都市計画区域の一部（旧根上町、旧寺井町）及び辰口都市計画区域（旧辰口町）を一つの都市計画区域である能美都市計画区域として統合し、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域統合に伴い、都市計画地区計画についても、能美都市計画地区計画として名称を変更するものである。

能美都市計画地区計画の変更（能美市決定）

都市計画栗生第三地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称		栗生第三地区 地区計画
位 置		能美市栗生町中
面 積		約 5. 2 h a
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	当地区は、旧寺井町の中心地より、北北東へ約 2. 3 k m に位置し、組合施行による土地区画整理事業が行われた地区である。 そこで、本計画では、地区の特性に応じた合理的な土地利用と建築物等に関するルールを定め、良好な市街地の形成を図ることによって、当該事業効果の維持増進を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	周辺地域との調和のとれた良好な住宅市街地の形成を図るため、下記の 2 地区に分類する。 ・沿道地区——都市計画道路根上国道線の沿線について、利便性を生かした沿道サービス系の立地を許容しつつ、良好な都市環境の形成を図る。 ・低層住宅地区——住環境の保全に努め、整然とした街並みの形成を図る。
	建築物等の整備の方針	健全で良好な都市環境を形成するため、地区全体に建築物等の用途などについて規制・誘導を行う。 また、日照、通風に十分配慮し、スペース等の適正化を図り、調和のとれた住宅地区として良好な居住環境の形成を図る。

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に 関する事項	地区の区分	地区の 名称	沿道地区 (第一種住居地域)	低層住宅地区 (第一種低層住居専用地域)
			地区の 面積	約 1 . 8 h a	約 3 . 4 h a
		建築物等の用途の制限		地区の区分に応じ、それぞれ次に掲げる建築物等を建築してはならない。 ・畜舎 ・建築基準法別表第二 (に) 項第二号の工場 ・危険物の貯蔵、処理施設 ・ゴルフ、バッティング練習場	
		建築物の敷地面積の最低限度		1 6 5 m ² (既に、1 6 5 m ² 未満の敷地となっている場合は敷地を分割しない限り建築物を建てられる)	
		壁面の位置の制限		道路境界線から建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は、1 mとする。	
		建築物等の高さの最高限度		1 2 m	
		建築物等の形態又は意匠の制限		⑤ 建築物等の形態及び意匠は、周囲の景観及び環境に調和したものであること。 ⑥ 屋外広告物は自己の用に供するもので、次に該当するもの以外は設置又は表示してはならない。 (7) 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより美観風致を損なわないもの。 (8) 建築物等から独立して築造設置する屋外広告物については、高さが1 0 m以下のもの。 (9) 建築物等に附属して設置する広告物で、突き出し幅が1 m以下で、地盤面から3 m以上に設置したもの。	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

現在、能美市において市町村合併に伴い、小松能美都市計画区域の一部（旧根上町、旧寺井町）及び辰口都市計画区域（旧辰口町）を一つの都市計画区域である能美都市計画区域として統合し、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域統合に伴い、都市計画地区計画についても、能美都市計画地区計画として名称を変更するものである。

能美都市計画地区計画の変更（能美市決定）

都市計画寺井地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称		寺井地区 地区計画
位 置		能美市寺井町中
面 積		約 7. 9 h a
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	当地区は、旧寺井町の中心部に位置し、土地の有効・高度利用及び中心市街地を活性化する観点から、組合施行の土地区画整理事業による宅地開発事業が実施された地区である。 そこで、本計画では、地区の特性に応じた合理的な土地利用と建築物等に関するルールを定め、良好な市街地の形成を図ることによって、当該事業効果の維持増進を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	当該土地区画整理事業の土地利用計画を基本としつつ、小規模の店舗、事務所及びまちの伝統産業である九谷焼の絵付け作業場などの地場産業の立地を許容する住居系の土地利用を設定し、協調を保ちつつ共存した良好な市街地環境の形成に努める。
	地区施設の整備の方針	当該土地区画整理事業により整備された地区内の区画道路の機能の維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	健全で良好な都市環境を形成するため、地区全体に建築物等の用途などについて規制・誘導を行う。 また、日照、通風に十分配慮し、スペース等の適正化を図り、調和のとれた住宅地区として良好な居住環境の形成を図る。
	その他の当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	当地区は、航空機騒音の影響下にある「防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律」の第4条に規定する『第一種区域』である。 このため、航空機騒音の障害を軽減するため、宅地周りの植樹による緑化の推進を図るとともに、住宅にあっては、防音性能の確保に配慮した構造とするなど、居住環境の向上に努める。

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に 関する 事項	建築物等の用途の制限	地区内では、次に掲げる建築物等を建築してはならない。 ・ 畜舎 ・ 建築基準法別表第二（に）項第二号の工場 ・ 危険物の貯蔵、処理施設 ・ ゴルフ、バッティング練習場
		建築物の敷地面積の最低限度	200㎡（地区計画決定時に、200未満の敷地となっている場合は敷地を分割しない限り建築物を建てられる）
		壁面の位置の制限	道路境界線から建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は、1mとする。
		建築物等の高さの最高限度	12m（ただし、敷地面積1,000㎡以上かつ周囲の景観及び環境に調和した公共施設はこの限りではない）
		建築物等の形態又は意匠の制限	⑦ 建築物等の形態及び意匠は、周囲の景観及び環境に調和したものであること。 ⑧ 屋外広告物は自己の用に供するもので、次に該当するもの以外は設置又は表示してはならない。 （10） 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより美観風致を損なわないもの。 （11） 建築物等から独立して築造設置する屋外広告物については、高さが10m以下のもの。 （12） 建築物等に附属して設置する広告物で、突き出し幅が1m以下で、地盤面から3m以上に設置したもの。

「区域は計画図表示のとおり」

理由

現在、能美市において市町村合併に伴い、小松能美都市計画区域の一部（旧根上町、旧寺井町）及び辰口都市計画区域（旧辰口町）を一つの都市計画区域である能美都市計画区域として統合し、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域統合に伴い、都市計画地区計画についても、能美都市計画地区計画として名称を変更するものである。

能美都市計画地区計画の変更（能美市決定）

都市計画大長野地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称		大長野地区 地区計画
位 置		能美市大長野町二の一部
面 積		約 1. 4 h a
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	当地区は、旧寺井町の南西部に位置し、宅地開発事業が行われた地区である。 本計画では、周辺地域と調和した土地利用と建築物等に関するルールを定め、良好な住居地の形成を図ることによって、当該事業効果の維持増進を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	当該開発事業の土地利用計画を基本としつつ、地域住民の利便施設としての小規模な店舗等を許容する住宅系の土地利用を設定し、周辺環境と調和した良好な住宅地の形成に努める。
	地区施設の整備の方針	当該開発事業により整備された地区内の区画道路の機能の維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	健全で良好な都市環境を形成するため、地区全体に建築物等の用途などについて規制・誘導を行う。 また、日照、通風に十分配慮し、スペース等の適正化を図り、調和のとれた住宅地区として良好な居住環境の形成を図る。

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	地区内では、次に掲げる建築物等を建築してはならない。 ・建築基準法別表第二（ろ）項に該当する建築物以外のもの（第二種低層住居専用地域に建築してはならない建築物）
		建築物の敷地面積の最低限度	200㎡
		壁面の位置の制限	道路境界線及び隣地境界から建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は、1mとする。
		建築物等の高さの最高限度	10m
		建築物等の形態又は意匠の制限	① 建築物等の形態及び意匠は、周囲の景観及び環境に調和したものであること。 ② 建築物等の外壁の色は原色を避け、低彩度の色を基調とし、周辺の建築物と彩度をそろえるなど景観の調和に配慮する。屋根の色は落ち着いた色調とする。 ③ 屋外広告物は、自己の用に供するもので、次に該当するものの以外は設置又は表示してはならない。 (1) 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なわないもの。 (2) 建築物等から独立して築造設置する屋外広告物については、高さが10m以下のもの。 (3) 建築物等に附属して設置する広告物で、突き出し幅が1m以下で、地盤面から3m以上に設置したもの。
		垣又はさくの構造の制限	道路に面して垣又はさくを設ける場合には、次に該当するものとする。ただし、壁面等後退距離の範囲外に設けるものはこの限りではない。 (1) 生垣又は植栽、透過性のあるフェンスを基本とする。 (2) コンクリートブロック、レンガ、石等の高さは0.6m以下とする。

「区域は計画図表示のとおり」

理由

現在、能美市において市町村合併に伴い、小松能美都市計画区域の一部（旧根上町、旧寺井町）及び辰口都市計画区域（旧辰口町）を一つの都市計画区域である能美都市計画区域として統合し、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域統合に伴い、都市計画地区計画についても、能美都市計画地区計画として名称を変更するものである。

能美都市計画地区計画の変更（能美市決定）

都市計画能美市緑町地区地区計画を緑町地区地区計画に名称を改め、次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称		緑町地区 地区計画
位 置		能美市東任田町の一部
面 積		約 0.4 ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、旧寺井町中心部から北へ約 1 km の第一種住居地域に位置する市営緑町住宅跡地の 0.4 ha であり、南側に一般住宅が隣接している。 今回、戸建住宅のための宅地を供給し、うるおいある良好な持ち家住宅地としての居住環境の形成を目標とする。
	土地利用の方針	周辺地域と調和のとれた住宅地の形成を図るため、低層住宅の立地を誘導し、敷地の細分化を防止するなど、良好な居住環境の形成に努める。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき景観的な配慮を行い、かつ周辺景観との調和を保ちながら、それぞれの土地利用にふさわしい地区の形成が図られるよう、建築物等の用途制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度、形態又は意匠の制限、並びに垣又はさくの構造の制限を行う。

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に 関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物を建築してはならない。 (1) 一戸建ての住宅（住宅のみの用途に供するもの） (2) 一戸建ての住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次に掲げる用途を兼ねるもの ア 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車の駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。） イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 ウ 理髪店、美容店、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 エ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） オ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） カ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 キ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） (3) (1)又は(2)の建築物に付属するもので次に掲げるもの ア 床面積が50㎡以内の自動車車庫（2階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。） イ 倉庫（建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（と）項第4号に掲げるものを除く。）
		建築物の敷地面積の最低限度	165㎡
		壁面の位置の制限	道路境界線から建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は、1.0mとする。 ただし、独立自動車車庫については、この限りでない。
		建築物等の高さの最高限度	10m
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の外観の色は、白、グレー、茶系等を基調とした低彩度、中明度の落ち着いた色調とするとともに、形態及び意匠についても周辺環境との調和を図り、都市景観形成上支障のないものとする。
		垣又はさくの構造の制限	道路境界から1.0mの範囲にある垣、さくの設置については、生垣を基本として緑化に努めるものとする。 また、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より高さ0.6m以下とし、これらを透視可能なフェンスや植樹と組み合わせて設置してもよいものとする。
		この地区整備計画については、公共公益施設等には適用しない。	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

現在、能美市において市町村合併に伴い、小松能美都市計画区域の一部（旧根上町、旧寺井町）及び辰口都市計画区域（旧辰口町）を一つの都市計画区域である能美都市計画区域として統合し、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域統合に伴い、都市計画地区計画についても、能美都市計画地区計画として名称を変更するものである。

また、地区計画の名称を能美市緑町地区地区計画から緑町地区地区計画に改める。

能美都市計画地区計画の変更（能美市決定）

都市計画能美市赤井工業団地地区計画を赤井工業団地地区計画に名称を改め、次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称		赤井工業団地 地区計画
位 置		能美市赤井町の一部
面 積		約 20.5 ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、小松 I C から約 8 km、美川 I C から約 7 km の地点に位置し、北側には手取川、南側と西側には田園風景が広がり、東側沿いを国道 8 号が通過している交通至便で、自然環境豊かな既存の工業団地である。 これらの立地条件を活かし、周辺の自然や田園風景との調和を図り、良好な景観及び環境を有する工業団地の維持を目標とする。
	土地利用の方針	本地区は、良好な景観及び環境を有する工業団地を維持するため、特別工業地区による建築用途等の制限に加え、敷地面積の最低限度や壁面の位置等の誘導を図る。
	建築物等の整備の方針	周辺の自然や田園風景の調和など良好な景観及び環境の維持のため、建築物等に関し、次の制限を定める。 (1) 建築物の敷地面積の最低限度 (2) 壁面の位置の制限 (3) 建築物等の形態又は意匠の制限 (4) 垣又はさくの構造の制限 (5) 良好な地区環境の確保に必要なものの保全を図るための制限

2 地区整備計画

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 する 事 項	建築物の敷地面積の最低限度	3, 0 0 0 m ²
		壁面の位置の制限	建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上でなければならない。 (1) 国道 8 号及び熊田川の境界線 3 m (2) その他の道路境界線 1 m (3) 隣地境界線 1 m
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁、屋根及び工作物の色彩は、原色を避け、周囲の環境に調和したものでなければならない。
		垣又はさくの構造の制限	原則として、道路境界から 1. 0 m の範囲における垣、さくの設置については、透視可能なフェンスとする。 ただし、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より高さ 0. 6 m 以下とし、これらを透視可能なフェンスと組み合わせて設置しても良い。
	土地の利用に関する事項	良好な環境地区の確保に必要なものの保全を図るための制限	国道 8 号沿い及び熊田川沿いについては、中高木の常緑樹を、緩衝機能を果たす配置で植栽しなければならない。
この地区整備計画については、公共用地には適用しない。			

「区域は計画図表示のとおり」

理由

現在、能美市において市町村合併に伴い、小松能美都市計画区域の一部（旧根上町、旧寺井町）及び辰口都市計画区域（旧辰口町）を一つの都市計画区域である能美都市計画区域として統合し、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域統合に伴い、都市計画地区計画についても、能美都市計画地区計画として名称を変更するものである。

また、地区計画の名称を能美市赤井工業団地地区計画から赤井工業団地地区計画に改める。

能美都市計画地区計画の変更（能美市決定）

都市計画能美市浜町・道林町工業団地地区計画を浜町・道林町工業団地地区計画に名称を改め、次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称		浜町・道林町工業団地 地区計画
位 置		能美市浜町及び道林町の一部
面 積		約 22.8ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、小松ICから約3kmの地点に位置し、幅員12mで整備された都市計画道路木曾街道線の海岸側に工場等が立地する交通至便で、自然環境豊かな既存の工業団地である。 既存企業の操業環境の維持増進と立地環境の整備を目的に地区計画を導入し、地域産業の高度化と活性化の拠点として周辺環境と調和した機能的で活力ある産業空間を創造する。
	土地利用の方針	本地区は、安全で魅力的な地域産業拠点を形成するため、現在立地している企業の操業環境を保全し、良好な工業空間を形成する。 また、都市計画道路木曾街道線沿いについては、緑化に努めるものとする。
	建築物等の整備の方針	建築物の用途の混在、敷地の細分化による産業環境の悪化を防止するため、次の制限を定める。 (1) 建築物等の用途の制限 (2) 建築物の敷地面積の最低限度 (3) 壁面の位置の制限 (4) 建築物等の形態又は意匠の制限 (5) 垣又はさくの構造の制限

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に關する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二(る)項に掲げるもの (2) 図書館、博物館その他これらに類するもの (3) 住宅、共同住宅、下宿及び寄宿舍その他これらに類するもの。ただし、当地区計画区域内の工場等に従事する者のためのものは、この限りでない。
		建築物の敷地面積の最低限度	1, 0 0 0 m ² 。ただし、当地区計画区域内の工場等に従事する者のための住宅、共同住宅、下宿及び寄宿舍その他これらに類するものは、この限りでない。
		壁面の位置の制限	建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上でなければならない。 (1) 都市計画道路木曽街道線 3 m (2) 隣地境界線 1 m
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁、屋根及び工作物の色彩は、原色を避け、周囲の環境に調和したものでなければならない。
		垣又はさくの構造の制限	原則として、道路境界から1. 0 mの範囲における垣、さくの設置については、透視可能なフェンスとする。 ただし、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より高さ0. 6 m以下とし、これらを透視可能なフェンスと組み合わせて設置してもよい。

「区域は計画図表示のとおり」

理由

現在、能美市において市町村合併に伴い、小松能美都市計画区域の一部（旧根上町、旧寺井町）及び辰口都市計画区域（旧辰口町）を一つの都市計画区域である能美都市計画区域として統合し、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域統合に伴い、都市計画地区計画についても、能美都市計画地区計画として名称を変更するものである。

また、地区計画の名称を能美市浜町・道林町工業団地地区計画から浜町・道林町工業団地地区計画に改める。

能美都市計画地区計画の変更（能美市決定）

都市計画能美市吉原釜屋町工業団地地区計画を吉原釜屋町工業団地地区計画に名称を改め、次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称		吉原釜屋町工業団地 地区計画
位 置		能美市吉原釜屋町の一部
面 積		約 3. 9 h a
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、小松 I C から約 5 k m の地点に位置し、幅員 1 6 m で整備された都市計画道路木曾街道線の海岸側に工場等が立地する交通至便で、自然環境豊かな既存の工業団地である。 既存企業の操業環境の維持増進と立地環境の整備を目的に地区計画を導入し、地域産業の高度化と活性化の拠点として周辺環境と調和した機能的で活力ある産業空間を創造する。
	土地利用の方針	本地区は、安全で魅力的な地域産業拠点を形成するため、現在立地している企業の操業環境を保全し、良好な工業空間を形成する。 また、都市計画道路木曾街道線沿いについては、緑化に努めるものとする。
	建築物等の整備の方針	建築物の用途の混在、敷地の細分化による産業環境の悪化を防止するため、次の制限を定める。 (1) 建築物等の用途の制限 (2) 建築物の敷地面積の最低限度 (3) 壁面の位置の制限 (4) 建築物等の形態又は意匠の制限 (5) 垣又はさくの構造の制限

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二(る)項に掲げるもの (2) 図書館、博物館その他これらに類するもの (3) 住宅、共同住宅、下宿及び寄宿舍その他これらに類するもの。 ただし、当地区計画区域内の工場等に従事する者のためのものは、この限りでない。
		建築物の敷地面積の最低限度	1, 0 0 0 m ² 。ただし、当地区計画区域内の工場等に従事する者のための住宅、共同住宅、下宿及び寄宿舍その他これらに類するものは、この限りでない。
	建築関係する事項	壁面の位置の制限	建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上でなければならない。 (1) 都市計画道路木曽街道線 3 m (2) 隣地境界線 1 m
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁、屋根及び工作物の色彩は、原色を避け、周囲の環境に調和したものでなければならない。
		垣又はさくの構造の制限	原則として、道路境界から1 mの範囲における垣、さくの設置については、透視可能なフェンスとする。 ただし、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より高さ0.6 m以下とし、これらを透視可能なフェンスと組み合わせて設置してもよい。

「区域は計画図表示のとおり」

理由

現在、能美市において市町村合併に伴い、小松能美都市計画区域の一部（旧根上町、旧寺井町）及び辰口都市計画区域（旧辰口町）を一つの都市計画区域である能美都市計画区域として統合し、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域統合に伴い、都市計画地区計画についても、能美都市計画地区計画として名称を変更するものである。

また、地区計画の名称を能美市吉原釜屋町工業団地地区計画から吉原釜屋町工業団地地区計画に改める。

能美都市計画地区計画の変更（能美市決定）

都市計画能美市新工業団地地区計画を能美工業団地地区計画に名称を改め、を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称		能美工業団地 地区計画
位 置		能美市能美一丁目、二丁目、三丁目
面 積		約 24.8 h a
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、小松 I C から約 8 k m、美川 I C から約 6 k m の地点に位置し、北側には手取川、南側と西側には田園風景が広がり、東側沿いを国道 8 号が通過している交通至便で、自然環境豊かな工業団地である。 これらの立地条件を活かし、隣接する工業団地と同様、周辺の自然や田園風景との調和を図り、良好な景観及び環境を有する機能的で活力ある産業空間を創造する。
	土地利用の方針	本地区は、良好な景観及び環境を有する工業団地を創造するため、特別工業地区による建築用途等の制限に加え、敷地面積の最低限度や壁面の位置等の誘導を図る。
	建築物等の整備の方針	周辺の自然や田園風景との調和など良好な景観及び環境の創造のため、建築物等に関し、次の制限を定める。 (1) 建築物の敷地面積の最低限度 (2) 壁面の位置の制限 (3) 建築物等の形態又は意匠の制限 (4) 垣又はさくの構造の制限 (5) 良好な地区環境の確保に必要なものの保全を図るための制限

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	2, 000 m ²
		壁面の位置の制限	建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上でなければならない。 (1) 国道8号、(都) 根上国道線及び幅員16mの区域内道路の境界線 3m (2) その他の道路境界線 1m (3) 隣地境界線 1m
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁、屋根及び工作物の色彩は、原色を避け、周囲の環境に調和したものでなければならない。
		垣又はさくの構造の制限	原則として、道路境界から1.0mの範囲における垣、さくの設置については、透視可能なフェンスとする。 ただし、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より高さ0.6m以下とし、これらを透視可能なフェンスと組み合わせて設置してもよい。
	土地の利用に関する事項	良好な地区環境の確保に必要なものの保全を図るための制限	国道8号及び(都) 根上国道線沿いの3mの区域においては、次の各号に掲げる場合を除き、緑地以外の土地利用をしてはならない。 (1) 出入口を設置する場合 (2) 企業名板及び外灯を設置する場合 (3) 垣又はさくを設置する場合 (4) 電気設備等の工作物を設置する場合 (5) 公共・公益上やむを得ない場合
この地区整備計画については、公共用地には適用しない。			

「区域は計画図表示のとおり」

理由

現在、能美市において市町村合併に伴い、小松能美都市計画区域の一部（旧根上町、旧寺井町）及び辰口都市計画区域（旧辰口町）を一つの都市計画区域である能美都市計画区域として統合し、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域統合に伴い、都市計画地区計画についても、能美都市計画地区計画として名称を変更するものである。

また、地区計画の名称を能美市新工業団地地区計画から能美工業団地地区計画に改める。

能美都市計画地区計画の変更（能美市決定）

都市計画栗生地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称		栗生地区 地区計画
位 置		能美市栗生町の一部
面 積		約 5 1 . 3 h a
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、美川 I C から約 7 k m の地点に位置し、北側には手取川、西側には国道 8 号が通過し、赤井工業団地に隣接している交通至便で、自然環境豊かな地区である。 地区計画の策定により、産業の振興を図るため適正な土地利用を誘導し、周辺環境と調和した機能的で活力ある産業空間の創造を目標とする。
	土地利用の方針	本地区西側に立地する赤井工業団地、能美工業団地と一体化した産業振興ゾーンとして、周辺環境と調和した機能的で活力ある産業空間の創造を図る土地利用を誘導する。
	建築物等の整備の方針	周辺の自然や田園風景との調和など良好な景観及び環境の創造のため、建築物等に関し、次の制限を定める。 1. 建築物の敷地面積の最低限度 2. 建築物等の用途の制限 3. 壁面の位置の制限 4. 建築物等の形態又は意匠の制限 5. 垣又はさくの構造の制限 6. 良好な地区環境の確保に必要なものの保全を図るための制限

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	2,000㎡(但し、既に2,000㎡未満の敷地となっている場合は、敷地を分割しない限り建築物を建てられる。)
		建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 住宅、共同住宅、下宿及び寄宿舍その他これらに類するもの。但し、次の各号に該当する場合においては、この限りではない。 - 工場、倉庫及び店舗(以下、「当該工場等」という。)と一団の敷地で総合的に建設されるもの - 当該工場等の管理のために必要な住宅又は当該工場等に従事する者のための寄宿舍 - 居住の用に供する部分の床面積の合計が、当該工場等の用に供する部分の床面積の合計の2分の1を超えないもの (2) 図書館、博物館その他これらに類するもの (3) 風俗営業法第2条第1項第5号から第8号までに定める低照明の飲食店等、他から見通すことが困難な飲食店等、マージャン屋、パチンコ店、スロットマシン又はテレビゲーム店等 (4) 風俗営業法第2条第6項第1号から第6号までに定める浴場業(俗称『ソープランド』等)、興行場(俗称『ストリップ劇場』等)、宿泊休憩施設(俗称『ラブホテル』等)、物品販売業(俗称『アダルトショップ』等)その他これらに類するもの (5) 専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱する用に供する個室(俗称『カラオケハウス』)等
		壁面の位置の制限	建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上でなければならない。 (1) 道路境界線については 3 m (2) 隣地等の境界については 1 m
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁、屋根及び工作物の色彩は、原色を避け、周囲の環境に調和したものでなければならない。 広告物は自己の用に供するもので、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、周囲の景観と調和したものでなければならない。
		垣又はさくの構造の制限	原則として、道路境界から1.0mの範囲における垣、さくの設置については、透視可能なフェンスとする。 ただし、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より高さ0.6m以下とし、これらを透視可能なフェンスと組み合わせて設置してもよい。
	土地利用に関する事項	良好な地区環境の確保に必要なものの保全を図るための制限	(1) 道路沿いの3mの区域においては、次の各号に掲げる場合を除き、緑地以外の土地利用をしてはならない。 - 出入口を設置する場合 - 企業名板及び外灯を設置する場合 - 垣又はさくを設置する場合 - 電気設備等の工作物を設置する場合 - 公共・公益上やむを得ない場合 (2) 敷地内の緑化を積極的に進め、周辺環境との調和に努めなければならない。
この地区整備計画については、公共用地には適用しない。			

「区域は計画図表示のとおり」

理由

現在、能美市において市町村合併に伴い、小松能美都市計画区域の一部（旧根上町、旧寺井町）及び辰口都市計画区域（旧辰口町）を一つの都市計画区域である能美都市計画区域として統合し、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域統合に伴い、都市計画地区計画についても、能美都市計画地区計画として名称を変更するものである。